

第八十七回国会 農林水産委員会 議録 第八号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 隆君
理事 今井 勇君
理事 堀之内久男君
理事 島田 琢郎君
理事 馬場 昇君
理事 稻富 稜人君
理事 愛野興一郎君
理事 熊谷 義雄君
理事 津島 雄二君
理事 福島 謙二君
理事 小川 国彦君
理事 柴田 健治君
理事 竹内 猛君
理事 日野 市朗君
理事 武田 一夫君
理事 吉浦 忠治君
理事 津川 武一君

理事 羽田 孜君
理事 山崎平八郎君
理事 芳賀 貢君
理事 古川 雅司君
理事 江藤 隆美君
理事 玉沢徳一郎君
理事 中村喜四郎君
理事 森 清君
理事 角屋堅次郎君
理事 新盛 辰雄君
理事 野坂 浩賢君
理事 松沢 俊昭君
理事 野村 光雄君
理事 神田 厚君
理事 菊池福治郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 渡辺美智雄君
農林水産政務次官 片岡 清一君
官 藍原 義邦君
林野庁長官 角道 謙一君
林野庁次長 角道 謙一君

委員外の出席者

行政管理庁行政監察局長 神澤 正藏君
文化庁文化財保護部記念物課長 逸見 博昌君
林野庁林政部長 佐竹 五六君
林野庁指導部長 猪野 曠君
林野庁業務部長 秋山 智英君
建設省住宅局長 高橋 徹君
住宅生産課長 高橋 徹君

農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月十三日 委員森田欽二君が死去された。
四月十九日 愛野興一郎君 補欠選任
國場 幸昌君 稲垣 実男君

同日 稲垣 実男君 補欠選任
増田甲子七君 國場 幸昌君
同日 神田 厚君 補欠選任
同日 高橋 高望君 神田 厚君

同日 理事芳賀貢君同日理事辞任につき、その補欠として馬場昇君が理事に当選した。

三月三十日

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)(参議院送付)
四月四日 畜産農家の経営安定に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二七六〇号)

同(小川平二君紹介)(第二七六一号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第二七六二号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二七六三号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二七六四号)

同清水勇君紹介(第二七六五号)
同(下平正一君紹介)(第二七六六号)
同(中島衛君紹介)(第二七六七号)
同(中村茂君紹介)(第二七六八号)
同(羽田孜君紹介)(第二七六九号)
同(原茂君紹介)(第二七七〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第二七七一号)
同(向山一人君紹介)(第二七七二号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二七七三号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二七七四号)
同(清水勇君紹介)(第二七七五号)
同(下平正一君紹介)(第二七七六号)
同(中島衛君紹介)(第二七七七号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二七七八号)
同(羽田孜君紹介)(第二七八二号)
同(原茂君紹介)(第二七八三号)
同(増田甲子七君紹介)(第二七八四号)
同(向山一人君紹介)(第二七八五号)
昭和五十三年度加工原料乳限度数量枠の拡大等に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二七八六号)

同(増田甲子七君紹介)(第二七九七号)
同(向山一人君紹介)(第二七九八号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二七九九号)
同(小川平二君紹介)(第二八〇〇号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第二八〇一号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二八〇二号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二八〇三号)
同(清水勇君紹介)(第二八〇四号)
同(下平正一君紹介)(第二八〇五号)
同(中島衛君紹介)(第二八〇六号)
同(中村茂君紹介)(第二八〇七号)
同(羽田孜君紹介)(第二八〇八号)
同(原茂君紹介)(第二八〇九号)
同(増田甲子七君紹介)(第二八一〇号)
同(向山一人君紹介)(第二八一一号)
昭和五十四年度畜産物政策価格及び畜産経営の安定強化に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第二八九二号)
農林年金制度の改悪反対等に関する請願(樽野泰二君紹介)(第二八九三三三三)
同日二十日
十トン以上二十トン未満漁船のサンマ漁業に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第三一五九号)
米の生産調整反対及び地域農業の振興等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三二二三三三三)
農林年金制度の改悪反対等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三二二四四四)
は本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出第三二二二二二二)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。議事に入るに先立ち、この際、謹んで御報告申し上げます。

本農林水産委員会委員として長い間委員会のために御尽力をいただきました森田欽二君は、去る四月十三日、逝去されました。まことに哀悼痛惜の念にたえません。

ここに、委員各位とともに故森田欽二君の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。御起立をお願いいたします。——黙禱。

(総員起立、黙禱)

○佐藤委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

○佐藤委員長 この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事芳賀貢君より、理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、理事補欠選任についてお諮りいたします。ただいまの芳賀貢君の理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、馬場昇君を指名いたします。

○佐藤委員長 林業等振興資金融通暫定措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高田琢郎君。

○島田委員 審議に当たりまして、わが国の森

林・林業をめぐる現下の情勢はきわめて厳しい、こういう状況の中に置かれているのは十分各位の御承知のところであり、特に、ことしの林業白書もこうした点を厳しく指摘をされているようであり、林業の停滞がもたらす影響というものは直には表面化しないわけであり、それが長期にわたって徐々に進行してくる。このために、森林資源の荒廃が表面化したときにはもうや手おくれであることにもなりかねないわけであり、今日の事態を深刻に受けとめていかなければならないわけであり、大臣はこの現状をどう認識しておられるのか、また、国内林業振興のための基本的な考え方をどのように持つておられるのか、その点をまずお聞きしたいと思

○渡辺国務大臣 御指摘のように、最近のわが国の林業を取り巻く諸情勢はまことに厳しいものがございます。一つは、木材需要の伸び悩みということがあります。二番目には、それにもかかわらず外材の進出が思ったよりも非常に急激である。第三番目は、合理化、近代化がおくれている。そのための経営コスト、これが増大をしておる。したがって、林業の収益というものはなかなか上げづらい。何せ林業は非常に長い年月を要することでございますから、みんながそういうような気持ちになると、造林もしない、林道もつくらないというふうなことになる、非常に国土の荒廃を招く、これは非常に困ることです。

したがって、何とかして林業経営者の経営意欲というものを沸き立たせるような工夫をしなければなりません。そのためにわれわれとしてはいろいろな、現在出している法案のような長期、低利の資金を融通したり、あるいは補助というふうなものについても植栽から保育、その一貫した助成事業を行うというふうなことをして、林業者に意欲を持たせる。と同時に、やはり流通、加工、この問題も大きな問題でございますから、そのむだを省くことに力を入れていきたい。

そうして、やはり外材の輸入については、これ

は全部切り落とすということは事実上不可能でございます。でございますが、極力秩序ある輸入というものに切りかえていって、そして極端に国内の材価の低迷、大きな障害になるというふうなことはお互い困ることです。輸入業者としてもプラスになるわけじゃないので、共通の利害を持つておるわけですから、これらにつきましては自衛をしていって、そのためのいろいろな情報の提供やいろいろなことを政府が行って、そして混乱を起こさないように持つてまいりたい。

いづれにいたしましても、林業というものは国土の荒廃に関する問題、一林業者の利害だけではないというふうな大きな視野に立つていろいろな政策を立てていきたい、こう考えております。

○島田委員 大臣は後段で少し述べていますけれども、森林は単に経済的なそういう範疇でだけ物を考える、こういうことは許されなわけ、すなわち公益的機能、こういう言葉によって表現されますように、人間の生存にとって空気と水と緑というふうなものは絶対的なものであります。つまり、酸素の生産工場である、こういうふうにも言えます。また緑のダムでもあります。また日本人の憩いの場所でもあり、心のふるさととも言えます。性格を持つていて、心ふるさとから、今日の過疎とか過密あるいは公害の全国的な広がりが、統廃する風水害、土砂崩れ、水不足、こういうものが統廃をしていて、こういう中で森林の持つ重要性というものは一層国民的にも認識を深めていかなくてはならない、こういうふうな認識を深めていくべきであります。単に経済的な側面だけでとらえるということになりますと、これまた誤りを犯すわけであり、しかし、今日のわが国の森林、林業の現状については、いま大臣が述べましたように、この法案の提案理由の中でも、あるいはまた林業白書でもかなり厳しくこの点は述べられていて、こういう点では認識を一つにするもの、こういうふうな思っています。

しかしながら、いまお話にありましたように、外材輸入と材価下落を背景として、一九六〇年対比で木材生産が五六％、人工造林が五〇％まで落ち込んでしまった。そのために林業生産活動の停滞は目に余るものがありますし、特に今日最も重要視しなければならぬのは、第一には森林の荒廃とその荒廃による国土の保全、水、緑などが危機にさらされていることだ。木材は輸入できても緑は輸入できないわけであり、この点についてしっかりと認識を大臣もお持ちになっていただかないと、なかなか今日のこの危機を打開することができない、こういうふうには思っています。

さらに第二には、森林・林業経営の基盤たる山村が、六〇年と七五年の対比でも、山村振興の対象地域で三〇％、二百二十五万人減少した、こういうふうな言われるのであります。つまり崩壊しつつあるわけであり、これに関連して林業労働力の量的不足、これも深刻であります。また高齢化、女子化が進行している。しかも、後継者が非常に大きく減っている中、特に国有林、民有林合わせて九千名を超えるであろうと言われる振動病、つまり白ろう病の患者が発生している、こういうことでありますから、林業労働力の面からもわが国の森林・林業経営というのは破綻を免れないのではないかと、こういうふうに見通さざるを得ないのであります。これは林業白書でかなり明らかにしている点であります、こういう認識もあわせてしっかりと持っていたらいいかと、これは再建にならぬのではないかと、こう思うのですが、この点についてはいかがですか。

○渡辺国務大臣 御指摘のとおりだと存じます。○島田委員 そこで、林業の振興を図っていく上には何よりも長期の展望に立った確固たる指針が必要であります。現在、林野庁では森林資源基本計画及び林産物需給長期見通しの改定作業を行っているというのであります、今回のこの改定の基本的な考え方や改定の具体的な方向あるいはそのスケジュールについてはどうなっている

のですか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 たいま御指摘になりました資源の基本計画なりあるいは林産物の需給の長期見通し、これにつきましては前の国会でもいろいろ御指摘いただいておりますが、作成した時点と現在とでは日本の経済情勢大分変わっております。そのためにも乖離も大きくなっております。そういう点でたいま林政審議会に付議いたしました。この審議をお願いしてあるところでございませぬ。私どもとすれば、年内にはこの結論をいたしたいというふうな考えをしております。鋭意林政審議会の方で御検討いただいております。

事務局といたしまして私ども現在考えておりますのは、資源の基本計画につきましても、やはり森林の機能を最高度に發揮するというような目標を持ちました資源の整備、これをまず基本的に考えていきたいというふうに考えております。そういう意味では現在の計画と変わりはないわけでありませぬが、内容とすれば、それぞれ国土の利用計画等の問題あるいは造林、林道の目標値の問題、進捗の問題、さらには木材需要の多様化とたいまも御指摘になりました森林の公益的機能の確保に結びました森林施業の検討というふうな問題、また労働力の充足可能性の問題、こういうものにつきましても検討いたしました。できるならばこういうものにつきましても施策の方向というものを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから林産物の長期の需給見通しでございませぬが、これにつきましてはたいま経済企画庁を中心に行なうとして新経済七カ年計画が検討されておりますけれども、この経済成長率等を十分しんじやくいたしまして、そういうものにおきまして用途別な需要というものを見通し、そしてさらに外材が大きな問題でございませぬので、外材の産地状況、こういうものも十分把握していきたいというふうに考えております。

○島田委員 林政審にたいま諮問をされているということですが、私の質問に対して余り具

体的に的確な答えがなかったものであります。この改定に当たって非常に重要な目玉になります。これは、国産材と外材の比率をどのように見込むのか、これは大変大事だと思うのですが、この点は具体的にはいかがですか。

○藍原政府委員 たいま日本のおもな森林需給を見ますと、三分の二は外材ということになっております。したがって、たいま御指摘になりましたように、外材をどう見込むかというのは非常に大きな問題かというふうな見込みも考えております。ただ、一方、戦後各地に造林地を積極的に造成するような推進をいたしております。したがって、そういう意味から自給率を上げていくということも、これも基本的な大きな課題であるというふうな考えをしております。さらにはたいまも御指摘になりました森林の公益的機能、こういうものも發揮するためにいい造林地をつくる、いい森林を仕立てることが必要でございませぬ。そのためにはある樹齢に達しましたらその回転とすることが必要になるわけでございませぬ。そういう意味から、国産材の供給量、こういうものも十分考えなければいけないというふうに考えております。

いまの段階では自給率等々をどのくらいに見るか、逆に言えば外材の輸入をどのくらいに見るかということは、いま端的にはお答えできませんけれども、基本的な考えとすれば、いま申し上げましたような国内のいろいろな国土保全上の問題、あるいは外材の事情を見ましても世界の森林資源というものが必ずしも十分でないといういろいろな見解もございませぬ。そういう観点から将来に必ずしも外材輸入が保証できるものでもないというふうな見込みもございませぬ。そういうこととあわせて、山村のこれからの振興ということ等を考えれば、当然国産材をできるだけ生産量をふやしまして自給率を高めるといふ方向に持っていくかなければいけないというふうに考えております。

したがって、先ほど申し上げましたように

現時点でどのくらいの輸入量にするかということはおし上げられませぬけれども、そういう考え方を基盤にいたしまして、当分の間は相当量の外材がまだ入りませぬと、日本の森林は若齢級が多ございませぬので、外材の輸入に相当依存せざるを得ないと思ひますけれども、長期の見通しをいたしましては、いま申し上げましたような考え方で整備してまいりたいというふうに考えております。

○島田委員 外材輸入の適正化というのはこれは非常に重要な課題です。昨年の暮れからことしの年当初にかけて非常に高騰しましたね。ばか値が出たわけでありませぬ。しかし、それも実際は消費の実態がないものですから、またもとのうちに戻ってしまふ。一時的にばつと高値になつちやうな状態が一つもないものだから、べしやんこになる。こういうようなことは、これからは出がちであります。そうすると、外材の節度ある輸入といひますか、林野庁がその目安なりしつかりした外材に対する認識を持っていますと、いたずらに市場において騒ぎを起すだけでそれは実際の突入りがない。こういう騒ぎにすぎないということになってしまひます。だから、私は外材の輸入の問題というのは非常に深刻に受けとめて真剣に対処をせよと思ひます。大体三分の二は外材に依存せざるを得ないという状態であるということは私も否定し得ないところでありませぬけれども、輸入業者なんかこうした高値につけ込んで、円高等の関係もあってこれを大量輸入するなんというふうなことがいまこの騒ぎの中で出てきておりますが、外材のストックというのは現在でどれくらいあるのですか。

もう一つ、それと当然対比されるわけでありませぬが、通常、つまりノーマルな在庫量というのは一体何カ月分くらいを見込むのですか。それと比較で、いまの外材のストックはどれくらいあつてそれは正常なのか、不正常的なのか。

○藍原政府委員 たいまの在庫、大体二・五カ月くらいになっております。われわれ一般的に大

体のこの程度のものが適正な在庫量ではなからうかというふうな考えをしております。いまの時点では大体適正な在庫量、現時点における需給の關係はバランスがとれているというふうに考えております。

○島田委員 二・五カ月のいまのストックで大体これがノーマルなんだという御説明であります。しかし私が先ほど質問いたしました長期見通しの国産材と外材の比率というものを、いまの段階で的確に言うことはむずかしいというふうな考えでは、私は非常に心配が残ると思ひます。や、やはりそれは正確にいまからはじき出して、一体どこまで何年たつたら——それは単年度ごとというのはいまの段階ではなかなか見通しは無理でしょうけれども、長期見通しということになれば単年度ではありませぬから、五年だとか十年だとか見込むわけでありませぬが、さすれば十年後には外材と国産材の比率をどのように持つていこうとお考えになっておられるのか、この辺のところについてはお考えの中にならぬかと、私はこの法案を出した意味もないと思ひます。それもないのですか。

○藍原政府委員 たいま先生が御指摘になりました外材の輸入につきましては、長期の問題と短期の問題があるかと思ひます。したがって、私ども短期の問題につきましては、昨年の十月以来三カ月単位、四半期単位と申しておりますけれども、その需要供給を半年先につきましても見通しまして、それを公表するという形で、短期的な需給については需要と供給のバランスがとれるような外材輸入というものを行政指導いたしております。

したがって、この方法を今後とも強力に進めてまいりたいというところで、短期の需給の問題についても対応してまいりたいというふうな考えをしておりますが、片や長期の問題につきましても、先ほど現時点ではお話しできないと申しましたのは、いままだ作業中でございませぬ、まだいまの時点では五年先大体外材がどのくらいだ、十年先ど

のくらいだということを申し上げるのはいまの段階ではむずかしいことを申し上げたわけでございます。当然われわれ作業の過程におきましてはそういう問題も十分踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

○島田委員 これは農産物を生産するのとわけが違っています。木というのは植えてその年切れるものじゃない。そんなあたりまえのことを私は言うつもりはないのです。しかし、何年に植えたのは何年に伐期に入る、そういうものがある程度見通せるわけですね。そうだとすれば、全体で一体国内の需要量は幾らあるのだ、すると十年後はどういうふうになるのだということは見通せないわけじゃないのですか。そんな見通しも持っていないで今度の法案を出したって、法案がどんな機能をするというのですか、どんな意味を持つているのでしょうか。大臣、いかがですか、私の言うことは無理なものでしょうか。

○藍原政府委員 御指摘の御意見もあろうかと思えます。ただ、御存じのように、たゞいまの日本の造林地を見ますと、各齢級といいますが、毎年毎年同じような配分で育っております。たとえば若齢級が八〇％近くある、二〇年以下が。そういう関係で年をとったものは非常に少ないわけでございます。したがって、各年齢の林分がアンバラに分布いたしております。私どもとすれば、将来やはり伐採量ができるだけ一定していく方向にそういう森林を維持管理していかなければいけないという点もございまして。したがって、たとえばいま切れる量が五百万立方だとか八百万立方ある、ところが来年になってそれがたつと落ちて三百万になる、三千万になるというような形では非常に問題がございまして。そういう点を十分考えながら、今後どういう形で国産材を国内の需要を賄うように供給していったらいいか、その辺は十分詰まなければいけないことを考えております。

そういう点で、いま御指摘になりましたように、いまだきていないのはおかしいという御指摘もございまして、そういう点を十分踏まえて見直してまいりたいということで、慎重に検討しておるところでございます。

○島田委員 長期見通しの改定作業をいまやっているというのだから、これ以上無理なことはいま申し上げません。しかし、ちょっと見識がなさ過ぎると思ふのですから、まあ冒頭に指摘いたしましたように、大臣の認識も私の認識も、国内林業の置かれていた状況はきわめて厳しい、この点では一致いたしました。林業の収益性の低下によって林業者の経営意欲は極端に阻害されている、この点も認識は一致します。さらに国産材の生産、加工、流通を担う事業者がきわめて脆弱化している、こういう点が悪循環を招いているということの認識も、これは同じだと思うのです。

その対策についてでありますけれども、やはりまず川上から事を始めなければいけませんから、造林の促進あるいは助長策というものを積極的に考えなければいけません。これは昨年の林業国会でも、実に何度にもわたってこういう議論が繰り返されました。特に近年、間伐材の売れ行きというのが極端に落ち込んでおまして、間伐の促進事業という制度をつくってもなかなかこれが進展しない、こういうところにも問題はありますように思います。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
また、間伐が適期に行われないために保育期間が当然伸びているわけでありまして、これには費用もかかりますし、どう手当てしなければならぬかという問題も非常に深刻になっているわけですね。したがって、私どもは、今日その一環として本年度の予算においても国有林に対する十四の新規事業を計画し、また本法案が提案されてまいりました点もそういうところにある。こういう点では、私はこれを評価するにやぶさかでないし、積極的に賛意を表するものであります。ですから、

本法案の早期の機能的な運用に私どもは大きな期待を持つものであります。

しかし、いま議論しましたような大事な基本にかかわる問題がまだ解明されないでいるというのは、この法の運用に当たっても果たして適正が期せられるかどうか、私は大変危惧するものであります。ぜひこの際、川上から川下まで一貫した手厚い行政の手が必要だ。そういう観点に立つて考えますならば、造林の補助事業についても、あるいは保育の補助対象の問題にしても、これを大幅に拡大していくという構えが私はぜひ必要だと思っております。この点はいかがですか。

○藍原政府委員 先生御指摘のように、私どもも造林については目標の約七割くらいの造林地ができ上がっておりますけれども、保育等については必ずしも十分でないという点を非常に危惧いたしております。そういう点で、林家が積極的に森林の保育に対する意欲が持てるような施策を講じなければいけないというふうに考えているわけでございます。けれども、そういう点から、従前から対象にしておりませんでした農林公庫融資の中でも保育事業というものを融資の対象にしていまして、特に本年度からは造林について総合的な施策を考えようということで、大体一千ヘクタール以上ございまして規模の森林集団を単位としたしまして、市町村の主導のもとに造林事業を集約的に、計画的、組織的に実施いたします森林総合整備事業というものを創設いたしました。これはいままで保育等につきましても、保安林あるいは特殊なところにつきましても、大体二十年ぐらいでございましてけれども、補助対象の年齢を大体二十五年までにするということ、それから保育のすべてを対象にするというふうな形で、下刈り、除間伐が積極的に進められるような方途を考えていこうということでございます。いま申し上げたような施策を講じたわけでございますし、また、たゞいま御審議願っております法案にも載っておりますように、農林漁業金融公庫からの造林融資につきましても、その償還期限あるいは据え置き期間の延長という特例を設け

ようということ、造林者に積極的な造林意欲、保育意欲がわくような施策を講じておりますが、さらにこれにつきましても十分検討し進めてまいりたいというふうに思っております。

○島田委員 そもそも、いつも大変問題になるのは不良造林地なんですけれども、面積把握についても、われわれの把握している実態と林野庁当局が押さえておる面積とずいぶん違いますね。この不良造林地をどうするのですか。

○藍原政府委員 国有林の不良造林地につきましては、御指摘のように先生方から御指摘になります数字と私どもが把握しております数字とは確かに大きく食い違いがございました。私どもも約四万ヘクタール強の不良造林地につきましても、五十三年度中にできるものについては積極的な対応をし、さらに残ったものにつきましても五十五年ぐらいまでにはすべて完了するような対応をしていこうというふうに考えております。

また、あわせて、本年度上期のうちに全体の造林地の状況というものを把握いたしました。さらにそれらについて不成績なものがあれば積極的に対応していこうという姿勢で現在管林局は鋭意調査中でございますが、国有林の三分の一以上が積雪地帯でございますので、どうしても昨年の秋に調査できませんので、雪が解けましたらその辺については十分調査をしたいと思いますというふうに考えております。

○島田委員 不成績造林地という表現を使いますけれども、私どもはこれは不良造林地だと思っております。大臣、この言葉の定義みたいなやりとりをするつもりはありませんけれども、不良造林地というのと不成績造林地とは認識においてずいぶん違うと思うのです。不成績造林地というのは一体どういう意味ですか。

○藍原政府委員 私ども造林をいたしました場合には必ずそれがいい山に成林するような努力をするわけでございまして、たゞまたま鳥害等々あるいは野鼠、野兎の害のために幼齢樹が食われたりあるいは枯れたりしたために植えつけ本数が

減るといふこともございます。また、御指摘のように、あるいは意図して、いい手入れをしなかったところもあるのかもしれないけれども、そういう意味で、当初当然いい造林地にすべく造林したものが当初の成績どおりに成長していないものも私どもは不成熟造林地というふうに呼んでいるわけでございます。

○島田委員　そうすると、われわれの言う不良造林地は四十万ヘクタールある、こういう認識においてはそんなに隔たりはないわけですね。造林をした状態をつかまえてこれが成績いいか悪いかという判断、われわれは不良造林地と言う表現の中ではもっと大きな意味を持つわけですね。つまりいま行われている造林の状態を考えますと、不良性を持っているというふうにわれわれは認識しているのです。大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣　成績の悪いものはやっぱり不良だし、不良なものは成績が悪い、私は似たようなものではないだろうかと思えます。

○島田委員　それでは不良造林地ということですね。――はい。

それでは次に移りますが、林道整備の問題というのは、これまた非常に重要な問題なんです、これが非常に不十分である。それが今日の国内林業停滞の大きな要因にもなっている。先ほども間伐材の売れ行き不振の問題についても触れたわけですが、間伐材についても林道網の整備いかんではかなりコストをダウンさせることができます。したがって、林道整備というのはきわめて重要な当面するやらなければならぬ仕事の一つであります。林野庁は林道整備の促進にどのような具体策を持っているのか。

さらにまた、林道問題調査会、これがいろいろな林道にかかわります問題の検討をしているようでありますが、この中で国庫補助の制度化というようなことを言っているのです。この点について林野庁はどう受けて立たれるお考えですか。

○藍原政府委員　御指摘のように、林道整備についてはただいま私どもが計画しておりますものに

比較いたしました。必ずしも進度が十分でございませぬ。この原因は、やはり林道をつけるところがだんだん経費が高くなる非常に奥地に参ったというふうなことで、あるいは労賃単価の値上がり、さらには自然保護、環境保全という意味から従来に比べまして保全工法をとらなければいけないというふうな観点から、メーター当たりの単価も非常に上がってまいりました。そういう観点と予算が必ずしも十分伸びないという両方から、林道の延長が一時非常に停滞しておったために、林道の整備が非常におくれておるといふことは事実でございます。

したがって、私どもとしてはこういうものを克服するために、山岳地帯におきます効率的な施工技術というふうな問題、それからこれからの林業の中で間伐等々が非常に重要になってまいりますので、そういう間伐促進のための緊急整備の林道につきましましては、一般の普通林道と違った間伐林道と俗に称するような林道を考えまして、積極的に延長を図るというふうな問題、こういうことを考えまして積極的な林道の拡充を図っていきたい。さらには公共事業の林道予算だけではなくて、構造改善事業とか、あるいは大規模林道、スーパー林道、いろいろな面から林道の整備を図って拡充を図ってまいりたいというふうな考えっております。

それから、御指摘になりました問題、用地補償の制度化の問題だろうというふうに思います。用地補償の制度化につきましましては、林道は、御存じのように、確かに公道的な性格と、それからその付近の林業の基盤整備という問題とあわせまして、その林道が通ります森林所有者、森林経営者と申しますか、そういうものの共同施設であるという性格を踏まえまして、その用地補償というものが国庫助成体制の中で林道全体に及ぼす影響、そういうものがどういう状況になるかということも十分配慮しなければいけないというふうなわれわれも考えております。そういう点で、いまこの制度化につきましまして実務的な検討を進めておる最

中でございます。

○島田委員　林道問題調査会の幾つかの検討事項では功罪がありますから、これはかなり慎重に取り扱わなければいけないという問題がございます。から、軽はずみにこれを論議するということは避けたいと思っております。しかし、公共性の強いものについては全額国庫補助をやるというぐらゐの構えがないと、林道の整備は抜本的にできるといふようなことにはならぬのではないですか。これはどうですか。

○藍原政府委員　確かに、林道につきましましては、最近旧来に比べますと公道的な性格も強くなつてきておることは事実でございます。しかしながら、やはり林道をつけるということになりますと、その森林を持つておられます特定な森林所有者に利益をもたらすという点もございします。そういう点も十分考えなければいけません。あわせまして、現在国道なりあるいは県道といった地方道がございしますけれども、こういうものにつきましても一部の特例を除きまして全額国庫という形はないわけでございます。そういう点から考えまして、全額国庫でやるというのにはなかなかかむずかしいのではなからうかとこのように考えております。一例を申し上げますと、一般の広域基幹林道につきましても後進地域の差額とかいろいろなものがございます。したがって、一番上限は一般的には百分の六十五という補助率になっておりますけれども、高いところでは八一・二五多という補助率になるようなところもございします。で、そういう点でわれわれとしても、現在の補助率を中心にして、さらに積極的な推進を図ってまいりたいというふうな考えしております。

○島田委員　そこで法案の中身について若干触れますが、先ほども指摘いたしましたように、国内林業、林産業はきわめて深刻な事態に立ち至っております。それは造林、保育から素材生産、製材加工、流通に至る各部門を通ずる総合的な対策が強く望まれているところであります。その意味では、われわれは林業の振興決議以来一貫してこの

提案を続けてまいったわけでありまして、この法案はむしろ遅きに失したという感じがするわけがあります。

そこで、農林大臣が基本方針を定める、こういうことになっていくわけでありまして、この法律全体を通じて基本方針がきわめて重要な役割を果たしている、こういうふうな思われるわけでありまして、この際、基本方針を定めるに当たって大臣の基本的な考え方を伺っておきたいと思っております。

○渡辺国務大臣　この基本方針は、法案にも書いてあるとおりで、これを定めなければならぬわけでございますが、やはり林業経営の改善と国産材の生産、流通の合理化というものを一体的に推進をする。そうして、いまあなたがおっしゃったように、いわゆる川上から川下に至る一貫した体質の改善を推進することによって林業と国産材関連産業の振興に資することを旨として定めたいというものが、抽象的に言うとき基本方針の骨子でございます。

具体的な内容については、本案の成立後に林政審議会の意見を聞くなど、専門家の立場から十分に議論をしてもらいたい、こう考えております。が、現在私どもにおいて、こんなものが骨組みになるのじゃないかというふうなことを参考に申し上げますと、まず一つとしては、林業経営の改善に関する基本的事項について、わが国の林業経営が概して小規模で計画性を欠いているというふうなことの事情等を考慮していかなければならぬ。これに特殊事情というものを基本方針の中に十分に配慮していきたい。そのためには、所有している森林についての経営方針というものを明らかにしていく。また、伐採と造林等の生産活動について、ただ思いつきで伐採されても困ることでありまして、これらの生産活動、造林、伐採は計画的にこれを進めるといふことを骨組みにしていきたい。それから、森林組合によるところの受委託の推進、これによってむだのない近代的な伐採、流通というふうなものを考えていく必要がある

る。これらのことが、わが国の林業経営が小規模であるから、その小規模なものに対処する内容としていってはどうか。

次に、第二番目といたしましては、国産材の生産、流通の合理化に関する基本的事項について考えなければなりません。これにつきましては、国産材の供給が小規模で断続的であって、外材に対する抵抗力が弱いことをまず頭の中に入れて、これを解消するためにはどうするか。まず、そのためには素材の生産及び取引の過程において、これが断続的でなく継続的に、安定的にしかも計画的に行われるようにする必要があります。次には、国産材の製材加工については、これはきわめて近代的なロスのない体系を確立する必要があります。その次には、国産材の品ぞろえの機能等の強化を図って、市場においていろいろな多産目、大量の需要に応じられるような体制をつくり上げる必要がある。こんなことを基本方針の中で取り入れていって、いいのじやないかということもまず提案をいたしました。そして専門家の意見を聞いて、さらにそれを修正するなり充実するなり、あるいは物によってはそれは必要ないと言えれば別な場所があるかもしれません。目下農林省として基本方針の骨組みとして考えているものはそんなことでございます。

○島田委員 林政審に諮ってということでありませんが、林政審の問題については、私もはきわめて非民主的な運営がなされているということ、ここにかけいろいろな専門家の意見を聞くという姿勢には私は疑義を感じているわけでありまして、けれども、それはまた別な機会に譲らせていただきます。

次に、農林漁業金融公庫資金の特例について伺っておきますが、造林資金や林道資金の現在の貸し付け状況というのはどうなっているのか。また、この資金についての借り入れ主体別の貸し付け状況はどうなっているか。つまり、私は大規模林家層の利用が多いのではないかと統計的には見ているのでありますが、そういう状態にはなっていない

いませつか。○角道政府委員 農林漁業金融公庫の貸し付けの実績について御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫の造林資金、林道資金の五十二年の実績は、造林資金について見ますと、大体六千二百件、金額にしますと約四百九十七億でございます。ただいまは造林資金でございますが、これにつきまして主体別に見てみますと、都道府県あるいは市町村、造林公社、森林組合、農協等の公的の主体の貸し付けが大体件数で八九％、金額で大体八六％と、その大半を占めているわけでございます。ただ、これらの資金は森林組合の転貸もございまして、未端では会社あるいは個人に貸し付けられるわけでございますが、これらの私営造林について見ますと、大体中小規模の林家層の利用が大半でございます。事業主体の個人が貸付件数でございまして大体八六％、金額では五六％、この中で、経営森林規模が百ヘクタール未満のものは件数でさらに八五％、金額で六一％でございます。したがって、経営森林規模が百ヘクタールを超えるような個人、会社の造林資金の貸し付けの全体に占める割合は、件数では大体一三％、金額で一六％というような状況でございます。

次に、また、林道資金について申し上げますと、林道資金の五十二年の貸し付けの実績は八百九十一件、金額にいたしまして四十五億七千五百万でございます。このうち、林業公社あるいは森林組合、農協等の公的の主体に対する貸し付けは、件数におきまして八百四十三件、比率でいけば大体九五％でございます。また、金額におきましては三十九億六千五百万円、比率でまいりますと大体八六％と、ほとんどが公的の主体に貸し付けられておる現状でございます。

このように、両資金とも公的の主体なり中小規模林家層が貸し付けの大半を占めておりますので、現在の運用におきまして大規模経営に偏っております。ということはないかと考えております。

題になるわけでありまして、いままでの公庫資金の使い方というものが、いま説明あった点でわかったのであります。しかし、今度特例措置が設けられますと、われわれも、こうなってきた、それが大規模林家層に偏っていくようなことがあつては、これは法の精神から逆行するものと言わざるを得ません。これに対する行政上の指導方針というものはあり得ると思いますが、お聞かせ願いたい。

○藍原政府委員 ただいま日本で林業を営んでいただいております方を見ますと、大半が中小規模の方が中心になっておるわけでございます。したがって、私どももいたしまして、これからの林業を推進するためには、そういう方々が積極的に林業に取り組むという姿勢を持っていただく必要があるというふうに考えております。

そういう点で、今回の法案に盛り込んでおります精神は、積極的に林業経営に取り組み、その改善に取り組むという方々に対して造林資金あるいは林道資金の優遇というものを考えておるわけでございます。規模の大小というものは基本的に考えておるわけではございません。ただ、いま申し上げましたように、日本の林業の中心をなします方々が中小でございますので、そういう中小の零細林業者に対しては森林組合あるいは林業改良普及制度、こういうものがございまして、現地に普及員もおりますし、そういうものを十分活用いたしまして、改善計画等の作成あるいは所要な原資の借り入れ、こういうものの指導の徹底を図ってまいりまして、今回の特例措置の精神が十分生かされるように指導してまいりたいというふうに考えております。

また、この公庫資金の貸付枠というのはこれで十分なのかどうか。特別枠を設ける必要はないのだろうかという心配も一つあります。この点はどうですか。

○藍原政府委員 貸付枠の問題でございますけれども、五十四年度におきます貸付計画額でございますが、造林資金につきましては、樹苗養成を除きますと六百四十三億でございます。これは対前年度一五〇％の伸びでございます。それから林道資金は五十七億でございます。対前年度の伸びが一五〇％というふうになっております。これはただいま御審議を願っております特例措置、こういうものの適用時期等を勘案いたしました考え方でございまして、十分これに対応した資金であらうというふうにわれわれ考えておるわけでございます。

○島田委員 次に、低利資金制度について少し聞かせていただきます。

国内林業の振興を図る上で、国産材関連産業、これの体質改善や経営合理化を進めるといふのは、これは大変大事なことであります。けれども、これら関連産業部門に対する助成策は、これで見ても不十分だった、こういうふうに思うのです。今回これらの部門を対象に新たな融資制度を創設するということは大変結構なことだと思えます。一体国産材と外材を同時に扱っている場合、なかどうするのか。国産材を扱っているところが主体だと言いますが、分けますと、国産材専門のところ、それから外材専門のところ、それから国産材と外材を同時に扱っているところ、この三つに分けられます。その場合の一番最後に言った、外材も同時に扱っているところのそういう事業主体は一体どう取り扱っていくのか、このところが大変大事だと思うのです。何々までいふか。全くそれは対象にしないのか。何々までいふ何かの限度がないと、国産材をちよびと扱っていても、おれのところは貸付対象になるんだと言つて、外材の方のシェアも抱き込んでこの対象になるというふうなことになります。これはな

かなかまとまりがつかない話になりますね。これはどう考えているのですか。

それから、一緒に答えてもらいますが、一件当たりの貸付限度額というのとは一体どれぐらいに考えているのか。また金利でありますけれども、どの程度のものと考えているのか。それから金利の算定根拠というものは、どんなふうな考えのもとにこの金利を設定しているのか。また末端貸し出しに当たっての金利をどのように担保するのか。果たして林野庁の定める金利以内での貸し出し実行が確保できるかどうか、この保証はありますか。

もう一つ、市中の実勢金利が変動した場合、末端貸し出し金利はどうなっていくのか。実勢金利が変動するたびに末端金利が動き回るようでは、きわめてこれは不安定ですね。こういう点の金利上の問題というのにはどうお考えになっておられるのか。五つほどまとめて質問いたしました。また、まとめてお答え願いたいと思います。

○監原政府委員 御指摘になりました外材と国産材の扱いの度合いでございますけれども、私どももこの辺は十分配慮しなければいけないというふうにお考えしております。特に最近、三分の二が外材でございます。国産材オンリーをひく会社というものは非常に数量が減ってきております。したがって、国産材オンリーの事業体だけというわけにはまいらないというふうにお考えしております。一応いまの段階では、五割程度以上のものを対象にして考えていきたいというふうにお考えしております。

それから一件当たりの貸付限度額でございますけれども、この限度額を設定することが私どもとしても必要であろうというふうにお考えしておりますけれども、具体的な数字につきましては、資金需要の実態を考慮いたしまして、できるだけ早い機会に財政当局とも詰めてまいりたいというふうにお考えしております。いまの段階では大体五千万ぐらいではなからうかというふうにお考えしておりますけれども、さらに詰めてまいりたいというふうにお考えしております。

それから金利の問題でございますけれども、どの程度のものをお考えおるかという御質問でございますが、短期の運転資金につきましては五割、それから長期の運転資金につきましては六・三割、設備資金につきましては六・五ないし六・八というふうな形で考えていきたいというふうにお考えしております。

それから算定根拠は、後ほど林政部長の方から御説明申し上げます。

それから、実勢金利が変動した場合に末端の貸し出し金利はどうなるかという御質問でございますけれども、その都度都度これを変更するということとはわれわれとしても非常に事務的に望ましくないとはいえませんが、お考えしておりますけれども、やはり市中の金融機関の実勢金利あるいは資金コストの動向、それから他の制度金融の動向、こういうものを十分勘案の上対処してまいりたいというふうにお考えおられる次第でございます。

○佐竹説明員 ただいま長官が御説明いたしました金利の算定の考え方について御説明いたしました。

この制度の仕組みは先生も御承知かと思っておりますが、都道府県が林業信用基金から低利の金を借り受けまして、それを市中金融機関に預託いたします。預託いたしますと、今度は市中金融機関がその低利の金と自分のところで調達いたしました資金と両方合わせてプールいたしました。金利を決めて、それぞれ流通、加工業者等に対して融資をいたすわけでございます。したがって、その貸し付けの金利は、一つは、都道府県から借り受けました、その預託を受けた資金の何倍の資金を使って融資するか、いわゆる協調融資倍率と申しておりますが、私どもこれを一応三倍というふうにお考えしております。したがって、都道府県が市中金融機関に預託しますその金利が一分を考へておりました、それに対して三倍で造成いたします資金、これはそれぞれ金融機関が資金コスト、短期資金、長期資金、それぞれの資金コストがございまして、それをあわせて計算いたしま

した金利がそれぞれ、ただいま長官が御説明いたしました、短期運転資金につきましては五割、長期運転資金につきましては六・三割、それから設備資金につきましては六・五ないし六・八、かようなことなるわけでございます。したがって、これは市中金融機関のみならず調達いたしました資金のコストと、政策的な金融の資金とプールしておりますので、御案内のように最近のように公定歩合の引き上げ等があり金利が引き締まりました、民間市中金融機関の調達資金コストが高くなりますと、これは若干、ただいま長官が御説明いたしましたこの貸付金利も上がってくることもあろうかと思っております。これはもちろん直ちに短絡するわけではございませんで、他の金融機関の動向、それから民間の金融機関の資金調達コストの動向等を見きわめて決めることになるわけでございます。

それからなお、この実行をどうやって担保するかというお話でございますが、一つには、民間に都道府県が預託いたします際に契約で、これこれのそれぞれ政策的な、特に低利で預託するわけでございますから、政策的なこちらの希望する金利で貸してもらうということをはっきり取り決めるわけでございます。それからまた融資の実行の状況につきましては、毎月各金融機関から実績の報告を都道府県が徴することにしております。そのことを通じてチェックいたしまして、またさらに、多くの場合これにつきましては林業信用基金が債務保証をつけることになると思っております。林業信用基金を通じてその実行状況は確実にチェックできる、かように考えておるわけでございます。

○島田委員 その信用基金の問題であります。今度の制度では都道府県への資金の貸し付けというものは林業信用基金が行うようになっておられるわけですが、そうなりますと、県は国と林業信用基金の両方から二重に監督を受けるようなおそれはありませんか。そうすると二重行政の弊害、こういうことになる危険性がありますが、この点

はどうですか。

○監原政府委員 信用基金を通じて県に貸すという形にしておるわけでございまして、いま先生の御指摘のような御心配もあるかと思っておりますけれども、信用基金は原則にそれぞれ国が配分計画を決定いたします。それに従いまして貸し付け事務を行うという形になるわけでございまして、国が都道府県を監督するような監督的な立場でこの業務に参与するという形ではないわけでございまして、そういう点からは二重監督行政になるという心配はないというふうにお考えしております。

また、信用基金を活用することによりまして県の事務が煩瑣になるといふようなことのないように、その制度の運用に当たりましては十分配慮してまいりたいというふうにお考えしております。

○島田委員 屋上屋を重ねるようなそういう二重行政というふうなことになるかと、末端の方は迷惑するばかりでありますから、そういう点では十分配慮が必要だ、こういうふうにお考えです。

それから、初年度の融資枠は二百五十億ですね。そうすると、別の融資枠の配分というのはどのようにやろうとお考えになっておられるのか。それから、その基準についてもどうお考えになっておられるか聞きたいと思っております。十分各県の資金需要に対応し得るような融資枠の確保を図るべきではないかと私は思うのですが、そうなりますと、二百五十億でいいのかわからない問題も出てくるかと思っております。これは予測でありまして、私も、ことしの実態を正確に踏まえていかなければならないわけですが、次年度以降の融資枠の拡充ということだとして当然あり得ると思うので、将来どの程度まで融資枠というものは拡大されるか、見込んでおられるのか、その点についても伺っておきたいと思っております。

○監原政府委員 融資枠の配分につきましては、やはりそれぞれの県の資金需要の実態、まずこういうものを把握しなければいけないと思っております。全体の融資枠等を総合勘案いたしまして、県のそれぞれの需要というものを引きながら

配分してまいりたいというふうに考えておりますが、配分に当たりましては各県の国産材の生産及び流通の合理化の進捗状況、あるいは素材生産量、また国産材の素材の需要量の推移、こういうものを十分勘案して調整していかねばいけませんと考へております。

それから融資の問題でございますけれども、現在、昭和五十四年度は十月から実施する予定にいたしておりますので、五十五年につきましてはさらに二百五十億程度の貸付枠の追加というものが要するであろうと思っておりますけれども、五十六年度以降は、今後の運営が具体的にどうなっていくか、その動向を十分私も把握して勘案してまいりたいと思っております。

○島田委員 この法案ができる段階です。各県にどれぐらいの需要希望があるのかというふうなことはしっかりとされてきた上で二百五十億という金額がセットされてきているのだと思っております。ことしの場合には半年分でありまして、来年は倍にするんだ、その程度のことです。果たして各県の需要にのびるのかどうか、はなはだ疑問であります。私に言わせれば、どうもやることか——きつとあるのだからと思うのですが、明らかにできない何か特別な理由があるのかもしれないけれども、もうこの制度がで上がる以前から一体各県でどういう状態になっているかというのを正確に把握してないで法案を出してくるというのをおかしな話ですね。そういう先の見通しのないそんな法案ではないと思つて、かなり善意に受けとめていたのではありませんか、その問題についてはまた別な委員が質問をしたいと思いますから、次に進みます。

最後に、国有林関係の問題について若干触れておきたいと思つております。昨年制定されました国有林野事業改善特別措置法によって、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れの道が開かれたわけでありまして、一般会計からの繰入額は現状ではきわめて不十分だと私は思つております。いままで述べてまいりましたように

に、あるいは大臣と私の考え方が一致するようになつて、森林の持つておきます公益的機能、こういう点に着目してまいりますと、もつと一般会計からの繰入額というものは拡大していかなくては、とても大臣がおっしゃつておられるような、あるいは白書で述べておられるようなこういう事態を解決することはできないと思つておられます。これは農林大臣の応援になりますけれども、大蔵省に対してももつと積極的にこれらの繰入額の拡大を図つていく、こういう積極的な姿勢が望まれると私は思つておられます。気が配るのほどをまず承つておきたいと思つておられます。

○渡辺国務大臣 国有林野特別会計への繰り入れにつきましては、私はこれで十分であるというふうには思つておられませんけれども、しかし、五十四年度の予算におきましても総額で約八十億円、前年度の二倍というふうな大幅な繰り入れの増大を実現はやつておけるのです。特に今回は、先ほど言つたように公益的機能というものが林野にはあるのですから、どこでも切つていい、もうかりさえすればいいのだというわけにはいかない、したがつてそういう点は一般会計でめんどうを見るのが当然じゃないかという交渉をいたしまして、保安林等につきましても、保安林の保育に要する経費というふうなものも一般会計の対象にことしからしておるわけです。

また、林道の利用の問題でございますが、これは大きな利用という場合でなくて、約千五百ヘクタールぐらいの支配面積のところから千ヘクタールぐらいの小さな支配面積に通ずる林道であつても、これは一般会計である程度見なさい、こういうことにはいたしました。一般会計の繰入率も改善を促してやつておるところでございます。したがつて、今後とも私は、ただ一般会計に皆ぶら下がるというわけにはいきませんが、極力自分の経営努力によつて編み出される部分は経営努力によつて編み出していただきますが、しかし、それでもなかなかいろいろ別な公益的目的のために切るべき年齢に達した木も切らせない、

保存しておくというふうなものについては、当然管理費もかかるわけですから、こういうものは一般会計で見てもらうように努力をしていきたいと思つておられます。

○島田委員 それから、基幹作業職員の任用の問題でありますけれども、いまのような退職見合い程度のわずかな任用数では、有資格者が三千六百人以上もいるのでありますから、いまのテンポでいったら十数年もかかっちゃいますね。こんなテンポののろいことじゃどうにもなりません、また、林野庁におきます労使間の交渉経過から見ても、これはおかしいと思つておられます。五十四年度の補正予算で基幹作業職員の立目人員数を拡大する、こういうことも含めて大臣はもつと積極的に最大限の努力を払うべきだと思つておられますが、この点については大臣のお考えいかがですか。

○監原政府委員 基幹作業職員制度というものが満足いたしました。私どもも、これからの国有林で働きます作業員の方々の身分の安定と申しますか、雇用の安定と申しますか、そういうものは十分図つていかなければいけないというふうには考へておられます。そういう点で基幹作業職員の任用につきましても、鋭意組合とも話し合ひをしながら対応をしておるわけでございますが、いま御指摘ありましたように三千名余の方々が現在任用されておられないということで、ただいま労使間でこの折衝もされておるわけでございます。ただ、最近におきます直用事業の能率性の動向、高齢者の退職動向、こういうものを私どもは勘案しながら対応していきたいと思つておられます。これらの見通しをテンポとして少しづつ減らしたので、当初考へておりましたものよりも繰り入れのテンポがおくれているわけでございます。しかしながら、いま御指摘のありましたように、五十四年度の補正あたりでこの立目人員を変更したらどうだという御指摘でございますけれども、これは私どもとしても非常に困難であろうというふうには考へておられます。ただ、いま申し上げましたように、作業員の身分というものは十分安定しなければいけないと

いうふうになつても考へておられますので、今後、先ほど申し上げましたような生産性の問題あるいは高齢者の退職の問題、こういうものを十分推し進める中におきまして積極的に取り組んでまいりたいというふうには考へておる次第でございます。

○島田委員 ところで、農林漁業金融公庫資金については、今回の法案によつて償還期限、据え置き期間が延長されるわけですが、このような特例措置の必要性というものは何れも国有林に限つたものではなくて、国有林でも共通する問題であります。なぜ国有林について同様の措置がとれないのか、この辺のところは大蔵大臣いかがですか。

○監原政府委員 まず初めに国有林と国有林でございますが、先ほど申し上げましたように、国有林は大半の方々がやはり中小の零細な方々でございます。そのために林業そのものも、経営はしておられませんが、これが通年的に継続する形ではなく、どうしても断続するというふうな形もございまして、それに引きかえて国有林の場合には、国土の二割近い相当の面積を持ちまして大規模にやつておられます。そういう観点から見ましても、規模あるいは性格という面から判断いたしますと、一般の民間の林業と国有林とは性格の違いがあるというふうになつておられます。また、国有林は資金運用部の資金を借りておるわけでございますが、この償還期限及び据え置き期間につきましては十分優遇されておられます。現時点におきましてこれをさらに緩和するというのは非常にむずかしいというふうになつておられます。

○島田委員 私は、概括的に、今回の法案をめぐります林政全般にわたつた問題の提起を行つたわけでありまして、林業白書を見ても、大臣は、大臣の性格なんですよ、甘えの構造は許さないと、こういうものに言われている、そういう感じがあります。私はその言わんとすることについて全面否定するものではありませんが、しかし、甘えを許さぬという前に、今日こういう

八

状態になったという政府の責任というものをやばりきちつと明確にしなければ、これは納得せぬと思ふのです。ですから、その点について今度の法案を契機にして、林野当局あるいは農林省全体の十分の反省がなくてはいけない、私はこう思ふのです。活力ある山づくり、こういうスローガンだけ掲げて、それだけでは問題の解決はなし得ない。十分の反省をしながら、どこに問題があるのか、そしてそれをどのようにやっていかなければいけないのか、そういう具体的な着実な行政の目標を示しながら、その上に立って協力を求めていく、そういう姿勢に立たなければ、今日の山を国民のものに取り返すことはできない、私はこう思ふのです。

そういう点に立って考えますならば、今度出された法案は一つの意味を持つものであることについて、私はこれを評価しますが、しかし、根底にあるものは、農林省自身が、いや政府自身が山をどうしようふうにしていくのかという基本的な考え方というものをしっかりと国民の前に明らかにする、こういうことでなければいけないと私は思ふのです。

その点について、最後に大臣の率直な見解を承って私の質問を終わりにいたしたい、こう思います。

○渡辺国務大臣 林野庁も一生懸命やってきましたが、いろいろ御批判を受ける点多々あるだろう、私はこう思っております。特に民間の人から見ると、林野庁は国有林野庁じゃないかなんというふうな御批判も受けております。よく森林組合の大会なんかに参加すると、国有林のことは非常に御熱心だけれども、民有林のことはめんどう見が足りないとかそういうふうな御批判もあることも私はよく承知をいたしております。

一方、国有林の關係でどういふことが言われるかという、いままでややもすると労使のごたごたのようなことだけが表に出て、それで幹部も労使の問題だけで、本當の事業内容の問題とかそういうことについて労使双方の話し合いがきちんと

いつていないというような点もあるだろうと私は思ひます。最近はかなり組合の方も、このままでとはとてもやっていけないというような自覚もして、認識もしていただいて、一緒になつてひとつ何とか立て直しをしなければならぬというような空気でございまして、われわれはこういうふうな新しい点は助長をして、やはり一緒になつて、国有林の問題については、いろいろ御指摘のような点等も含めて、経営の改善、経営の健全化というものを私は図ってまいります。

それから、特に民有林の問題については、この法案等も契機といたしまして、やはり山づくりと公益的な機能がありますから、こういうものも特に政府としては力を入れていかなければならぬし、また経営の問題についてもいろいろな手段を講じまして、林業家が意欲を持ってやっていけるような措置をきめ細かく手当てをしてまいりたい、かように考えております。

○島田委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 野坂浩賢君。

○野坂委員 林業等振興資金融通暫定措置法案の内容についてこれから審議していききたいと思ひます。

大臣にお尋ねをしますが、あなたの提案理由の説明の中で「最近におけるわが国林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあり、木材需要の伸び悩み、外材の進出、経営コストの増大等により、林業の収益性は著しく悪化しております。このため、伐採、造林その他の林業生産活動は著しく停滞し、また、国内産木材の生産、流通を担う事業体も弱体化しつつあります。これらの動きが今後とも続けば、国内産木材の供給力はさらに低下し、将来にわたる森林資源の整備充実に支障が生ずるばかりでなく、国土保全等の公益的機能の低下すら懸念されます。」という演説をされた。このため、「当分の間」といふのはいろいろ解釈がありまし

て、一年か二年かという、当分の間ということだけでよくわからぬのですが、大体具体的にその当分の間というのは何年ぐらいを農林大臣は考えておられるのでしょうか。

○渡辺国務大臣 これは、当分の間というのは本當に伸びも縮みも普通するものですから、非常にそういう点で不安な点があるかと存じますが、私といたしましては、戦後植林もいろいろいたしておりますが、それがまだ伐採期に達していないというふうな点等も考へて、大体二十年間ぐらいかなというふうに考へております。

○野坂委員 わかりました。これからの森林の造林計画等の二十年と合わせて大体それに合わせよう、こういう考へ方だろうと思ふのであります。さらに、説明の三番目に、この法案は、先ほどもありましたように、川上から川下までやるのだが、この中では合理化を進めていくのだ、こういうことが書いてあるわけでありませう。この合理化の内容というのは一体どういふことを指しますか。

○監原政府委員 たいま御指摘になりました合理化といふのは、やはり新しいこの金融制度を利用していただく方々が、これからの国産材の振興というものを中心にいたしましてそれぞれの経営を近代化し、経営改善をしていただく必要がございませう。そういう一つの目標に向かってやられる方々に對してこういう制度を設けようというふうに考へておりました、そういう点で、合理化計画の内容といたしましては、事業経営の現状、あるいは事業経営上の問題点、さらには事業経営の合理化の基本方針、また事業計画、資金計画、こういうものを中心にいたしました合理化計画をつくっていただく、そしてそれを、大臣が決めます基本方針と合致いたしますものについては十分県で検討していただきまして対応してまいらうというふうに考へております。

○野坂委員 大臣がお決めにいたします基本計画といふのは、先ほども、一応の案をつくって林政審議会にかけてその答申を得てやりたい、こういう

ことであります。この法律の三条にも書いてありますように、林業経営の改善計画というものが出されております。そうしますと、いま同僚議員が質問しましたように、いままでの融資は、大体大規模の森林所有者は一三〇程度しか融資はしてなくて、あとは大体小規模経営者なのだというところ、ございましてけれども、いま言われたように、近代化のための事業計画、資金計画、あるいは企業経営の基本方針、そういうものを立てるといふことを県に出して、県がそれを認定するということになつておられますけれども、非常にむずかしく小規模の事業経営者というものはこれを使わないう、使えないという結果になるのではなからうかと思ふのです。たとへば、農業の場合でも、いろいろ書類が多過ぎてなかなか使えないというのがいつも言われておるわけですから、これまたむずかしくて、大規模森林所有者はできますけれども、たくさんの方々の従業員がおりますから、小規模の方々、三町や五町の人はいくらだということ、こうでこれが使えないというふうなことに現実にはなるのじゃなからうかと心配するのですが、その点はどうでしょうか。

○監原政府委員 御指摘になりましたように、私も、せつかくこの制度が十分活用されないといふことになりませうと非常に問題でございませう。まして日本の林業の中心になつていただいております中小の方々がこれを利用されないといふことになりませうと非常に問題でございませう。そういう点で、先ほども申し上げましたように、こういう改善計画等の計画をつくつていただく趣旨は、やはりその経営の改善の努力を前向きに姿勢として示していただくというのがねらいでございませうから、その辺は十分考へながらそれぞれの認定をするように都道府県を指導してまいりたいというふうな考へておりますが、あわせて、森林組合あるいは改良普及関係の組織、こういうものを使ひまして、十分そういう方々にもPRをし、また指導をするといふことで、その辺の徹底を十分図つて粗漏のないようにしてまいりたいと

いうふうに考えております。

○野坂委員 大臣も御指摘になりましたが、特に小規模の森林所有者、経営者というのは断続的であって、継続的にやはり出荷なり伐採その他がでないという御指摘があったのです。森林組合全体でながめてみて、それをお世話をして、渡辺君はこの程度、藍原君はまあこの程度でやれという協議をして、一切をお世話をしていただくということができるとは、森林組合に参りますと、いまごろの森林組合はなかなか経営も困難で小さなものにかまけていられないというような風潮が見られるように思うのです。その点についてはその森林組合が責任を持つということになりますか。

○藍原政府委員 御指摘のように、森林組合については確かに弱体のもも相当でございます。したがって、その辺につきましても、不安感がないわけではございませんけれども、県を通じて十分指導をして、森林組合等を中心にいたしまして指導の徹底を図れるように私どもも指導してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 この初年度の融資枠二百五十億円で、それは十月から実施をされるわけですね。それでは、いままでの農林予算は、皆さんは非常に積み上げ方式で、要望事項があつてそれをまとめて、これは予算をたえば一九〇以上は要求できないよと大蔵当局が指摘をしますから、それを突き破るために努力をされます。この二百五十億は十月からですが、そういうような計算をして積み上げられたものかと思うのです。半年分ですけれども、だからその場合には、大体何町歩、何町歩、何町歩というふうに分けて出されるものなのか。そうしないと、大規模の経営者だけがきわめてスムーズに書類作成をして借りていくという懸念があるわけですが、その点について、の分け方をちよつと具体的に、林野庁としての考え方を示していただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりました二百五十億というのは、融資制度の新しい制度の問題でございますけれども、これにつきましては、現時点ではどういふ枠組みで、いま先生が御指摘になつたような大きな者と中ぐらいな者と小さな者というふうにするかというところまで詰めておりませんが、先ほどもちよつとお答え申し上げましたが、やはりある一定の限度は設けなければいけないというふうに考えております。それから、この資金を使う方が製材業あるいは加工業、さらには市場関係の方ということでございます。いま、大半が中小に該当する方でございます。いま御指摘になつたような心配はわれわれも、そうないというふうには考えておりますけれども、それにつきましてもやはりある程度の限度は設けてその貸し出しはしていきたいというふうに考えております。

○野坂委員 考えていただいて貸し付けを行われるわけですが、限度額というのは五千万ということをお考えになつておられるわけですね、いま国内産材や外材も両方やられているのがほとんどですからね。そういう状況からして分けてやっていたらいい、山の問題についてもちゃんと分けてやっていたらいいと思ひます。そういうことを特別にお願いしておきますから、そういう基準が示されれば、私どもにもいただければいい。それは後で立つときに一緒に答えてください。

それから、たとえば林道ですけれども、林道等についても百分の四十五から百分の六十五ぐらいまであります。三分の二というのがあります。これは林道をつくるに補助金を出すということとなつて、長官は山を歩かれないことは何回もあらうと思つたのですが、県道なり、あるいは国道沿いに山のある山持ちさんというのは大体大規模の森林所有者でございます。奥地に行くほど国有林と小規模の森林所有者なんです。林道をつけますときに、大森林所有者の場合はすぐ道路に出ますから林道が要らないわけですよ。奥地に行くほど小規模所有者が多い。林道をつくるに問題になるわけですね。いまは土地代金というものは補助対象になつていないのです。県道でも町道でも、

あるいはもちろん国道でもですが、その用地取得の金が一番問題になるわけですね。そのためになかなかつけないのです。そういう用地買収費というものはこれから考えていかなければ、結局、小規模の森林所有者のことを、いつも国会では弱者のためにあるという立場から言われるのですけれども、現実にはみんな強い者が得をしておるといふことになるわけですよ。あなたの方の志と違つて現実はそのうになつておられるわけですが、そういう点についてはやはり考えていかなければならぬんじゃないかということ、山を歩かすに思ひます。特に最近、地方選挙で山の中をすつと歩かすその感を一層深くしたので、それが、それについては、林道の用地買収についても適正な値段として考えなければならぬんじゃないか、こう思うのですが、どうでしょうか。これは大臣にお聞きした方が力強いからいいじゃないかと思つたのです。

○藍原政府委員 初めに先ほどの、これからの二百五十億のあれについての今後のいろいろな事務的な整理ができました段階におきましては、また十分この点について御説明いたします。

それから林道の問題でございますけれども、林道につきましても、いま御指摘になりました国道、県道、そういう公道とは一般的にはやはり考え方が違つたというふうなわけは考えております。と申しますのは、国道、県道、市町村道、こういうものはやはり不特定多数と申しますか、一般の国民のための道路でございますし、林道ということになりまして、やはりその森林を持つている所有者にそれ相應の利益が還元されるわけでございます。いま、そういう点では、産業基盤としての性格がございまして、一般の公道、県道とは大分性格が違つたというふうな考え方をしておりますが、最近やはり林道についても用地補償をしてほしいという声が非常に出てきております。したがって、私どもも検討会を設けてまいりましたけれども、やはりこういうものを負担する場合にはこ

れからの林道整備のあり方というものを基本に考えなければいけませんし、そういうものを基盤にしながら、用地補償というものをどうとらえていくか、またする場合にどの程度のものをするのか、どういふところをするのか、十分検討を進めていかなければいけません。十分検討を進めて、目下鋭意検討を進めておる段階でございます。

○野坂委員 たとえば県道を認定する場合、県道がここにありましてもう一つどうしても生活道路が欲しいという場合は、町道をつかまして舗装をして、そしてこれを県道認定する。道路法の五十七条ですか、細の目状で並行した場合いかぬとか、いろいろ法律がございまして。そういうことか、林道をつくつてやはり町道にしなければ後の維持改善ができないですね。だから、生活道路から公道になつていくという姿が非常に悪いと思ひますが、それは何々々々林道から町道なり県道になつたのがありますか。

○藍原政府委員 いま数字を調べます、ちよつとお待ちください。パーセントはいまちよつと出しておりませんが、四十六年から五十二年の約七年間でございまして、この間に公道へ移管されたものが三千八百キロございまして。

○野坂委員 それは何割になりますか。

○藍原政府委員 現在九万四千キロばかりの林道がございまして、したがって、それで比率を出しますと四〇％ぐらいかというふうに考えられます。

○野坂委員 ありがとうございます。そういうふうな林道も生活道路になりつつあるわけですね。山に行きましても、普通林道なんかは舗装してない場合はほとんど通れなくなつてきて、それが維持修繕をするのかというところがわからなくなつて、町もようになり、部落もよくなる、そういうことになりがちなんですね。だから、その維持修繕のことは町にお願ひするよ、つくるときだけだよという条件をあなたの方にはつけられませんが、そういう林道という、受益者

のためにつくったのだから当然受益者がやるべきだということになるでしょうけれども、ある程度維持修繕についても十分配慮してもらわなければ、無償道路になって、せっかくつくったものが生きてこないということが公道にならない場合はあり得ると思うのです。それに対する考え方は維持修繕に対する意見はどういうふうにお考えだろうかと思うのであります。

それからもう一点、用地取得費については検討中ということですが、これはぜひやってもらわなければ、何年検討されたのか知りませんが、ことしぐらい結論を出して前向きに善処する、そういう答弁をしてください。

○藍原政府委員 林道の維持管理につきましては、確かに御指摘のように十分維持管理をしていない林道もあるかと思えますけれども、現在、維持管理につきましては、地方交付税の中に積算されております。幅員が四メートル以上のものにつきましてはメートル当たり百八十円、一・八メートルから四メートル未満のものにつきましては百円という形で交付税の中に一応算入されておられるという形で、こういう中で市町村を中心に維持管理をしていただくという形になっております。

それから、先ほどお答え申し上げました用地の問題でございますが、私も、そういう要望が年々強くなっておりますので、できるだけ早い機会に結論が得られるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 余りこの問題にかかわっておってもいかぬのですが、百円や二百円は、それで維持修繕ができると思わぬですね。それはやっておるのだからいいじゃないか、こういう考え方は、これはできません。それに交付税というのは自由に使えるというふうな地方交付税の法律の三条にも四条にもちゃんと書いてありますから、そうするとわかりませんから、その点についてはちゃんと別に出せばいいじゃないですか。交付税の中に入っている。そして、あげるならもつとはっきり明記して、百円でやれなんということは、とって

もできません。これはけたが違ふのじゃないかといま耳を疑っておるのですけれども、交付税の算定の基礎になる、だから当然だということでは——藍原長官はいまの地方財政御存じないかな。地方財政は余って困っておるのじゃないのです。国以上は苦しむのです。そういう中でこれでやれというのには当然だとお考えですか、無理だとお考えですか、どうですか。

○藍原政府委員 林道ばかりでなく、いろいろな施設の維持管理というのは、やはりその施設所有者が維持管理するのがたまたまになっておりますし、そういう点で、林道については特にやはりいろいろな問題がございますので、交付税の中でも算定されておるといふふうなわけに理解いたしております。必ずしもこれが十分であるというふうには私も申し上げませんけれども、そういう形の中で鋭意それぞれの林道の管理責任者が林道の維持管理をしていただくというふうに現在のたまたまにもなっておりますし、そういう御努力をしていただきたいというふうに考えております。

○野坂委員 議論はこのぐらいでやめますけれども、議論する者は楽ですけれども、やる者は大変なんです。もつと考えていただかなければならぬと思えます。自治省にも言っておいてください。いまお話があったわけですが、外材は国内用材の三分の二です。こういうことでやられておる。国産材振興のためにこういう法律も出てくるわけですね。今度東京ラウンドで調印をされて、関税引き下げが行われることになったのです。それはなぜそういうふうになったか、そしてどういふ影響を持つのか。一方外材がどんどん入って、これは大変だ。そして林業白書にも、そういう規制はしない、耐えてがんばれということだけ「むすび」に書いてあるわけですね。規制もやらぬし、関税は引き下げた。国産材はそれに対応するような努力をしなければならぬ。そう言っても、そういうことでどんどん入るような条件をつくるというようなことは、国産材振興に大きな影響があるのじゃないか、私はまずそう思います

ね。その点については林野庁長官としてはどうお考えですか。

○藍原政府委員 たいま御指摘の関税の問題でございますけれども、MTNの交渉の中で木材につきましても関税の交渉が相当厳しく行われまして、

（山崎（平）委員長代理退席、委員長着席）現在、木材については見ますと、丸太はキリを除きまして大半のものが無税で入る形になっております。製材につきまして特殊なものを除いて、たとえば松類等々の百六十メートル以上のものについて関税はかかっておりまして、大半のものが無税、裸のような形になっておるわけでございます。そういう点で、私もいたしまして、日本の林業が現在こういう状況でございますし、国内の木材供給が必ずしも足り合った形で行われておりませんので、現在設定されております関税につきましては極力現状維持をしたいと思います考え方で対応したわけでございますけれども、米国あるいはカナダ、ニュージーランド、東南アジア、こういう諸国から、林産物につきましての即時かつ大幅な関税の引き下げの要求が相当強い形で行われたわけでございます。そういう中で、私もいたしまして、どういふ品目を選択したらいいのか、あるいは引き下げ幅はどのくらいにしたらいいのか、また、下げる時期はどうしたらいいか、この辺は十分慎重に配慮いたしまして交渉をしてみたいと思います。

そういう中で、松類につきまして関税の引き下げを一部行う、それから普通合板につきましても六ミリ以上のものにつきまして一部の関税の引き下げを行うということにしたわけでございますけれども、こういう点もやはり国内の林業に影響のないように、その辺は十分配慮して考えまして、実施時期等につきましても一九八四年からという形で、その間に十分そのくらの対応ができるよう、国内の対応ができることを見通しまして、実施の時期等も考えて交渉したわけでございます。

ただいまそういう観点から、国内の木材供給というものはやはり外材に非常に左右されますので、短期的問題として、国内におきます木材の供給というものを計画的に安定的に外材が入るような形で抑えるという必要がございます。そのために三カ月単位の木材の供給といたしまして、関係者寄り集まりまして検討し、それを公表し、さらにその結果をチェックするという形で、昨年の十月から繰り返してやっております。今後ともそういう形の中で秩序のある安定した輸入がなされるような指導は確保してまいりたいというふうに考えております。

同時に、一九八四年までの間に日本の林業がさらに基盤の強いものになるような、構造改善事業等々を中心に行いました林業の推進等々を含めいろいろなものもその施策を行いなから、すでに相当な部分が裸でございます。林業でございますし、さらにこれからの問題についても十分対応できるような施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 先ほど島田君も質問したのですが、この三分の二と三分の一の状況ですね。松属の製材とか合板については一九八四年ですが、その他も全部そうですか。それと一九八四年までにはどういふ体系になるのか。あなたがお考えになっておるその道程はこの東京ラウンド交渉との密接な関係があらう、こう思いますので、国産材と外材との比較は一九八四年を山にして計画はされておる、八四年からやる、合板や松製材もそういうことになったのだからと思えますが、その具体的な内容と数字を説明してもらいたいということが一点。

それから外材の丸太については裸だ、こうおっしゃった。国産材についてはどうなんですか。木材引取率は標準税率はたしか二〇％くらい取っておるのじゃないかと思うのです。これについては是正していかなければならぬじゃないかというふうに思うのですが、それについての考え方はどう

ね。国税の場合、あなたの方の出された林業白書にこれについてはいろいろ書いてありますね。適用期限を二年延長するとかそれを項目ですと書いてありますが、こういう引取税についても考えていかなければ対応できないか、こういうふううに思うのですが、その点はどうです。

○監原政府委員 先ほどの関税の問題でございませうけれども、さつき申し上げましたように、日本の木材需要の大宗を占めます杉、ヒノキ、こういうものに見合うアメリカから参ります米ヒバ、米杉、米松等については関税がかかっておりませんので、すでに裸の状態でございます。したがって、今回問題になりました松属というのは主としてニュージーランド、アメリカの一部という形でございます。全般といたしますれば日本の木材需給にさほど大きな影響は及ぼさない。ただ、松が主体になっております岩手県あるいは愛媛県ですか、一部の地方にそういうところもございませう。そういう点でございますので、その辺はわれわれも十分配慮しながらさつき申し上げたような形をとったわけでございます。

それから国産材にかかっております木材の引取税でございますけれども、これにつきましても従来からこれを廃止せよという声もございませう。しかしながら、一方では、一部の山村におきましてはこれが非常に地方の財源になっております。したがって、その辺が非常にむずかしい問題でございませうし、これを廃止してそれにかわる財源というのなかなか見出せないということで、この廃止もなかなか踏み切れない状況になつておりますが、私どももいたしまして、確かに外材にかかっていないで国産材だけにかかるといふ点については問題もあらうと考えておりました。この問題についても鋭意検討は進めなければいかぬと考えておりますが、片やそれだからといって外材に課徴金がかけられるかということになりますと、先ほど申し上げましたように、外国から、日本が木材のいいお得意さんだということで非常に強烈な輸入の圧力がございませう。そういう中で外材に

強権的な発動をするということとは非常に国際的にも問題があるということと、これは非常にむずかしい問題だとわれわれは理解いたしております。したがって、今後の国産材にかかっております木材引取税については、どういう方法で取っていくのか、非常にむずかしい問題もございませうけれども、たゞいま問題になっております一般消費税等の問題もございませう。もしそういう問題でも出た場合には、それとの関連において十分対応してまいりたいというふうにも考えておる次第でございませう。

○野坂委員 三十分で終われということですが、これで午前中の質問を終わります。午後質問しますが、劈頭に林野庁長官から、一九八四年国産材は対応できる、こういうことでありますから、その年次別の計画の数字を発表していただいてそれから質問に入りたいと思ひます。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林野庁長官。○監原政府委員 午前中先生から御質問ございました問題につきまして、ちょっと私の方で御質問の趣旨が十分でないかと思ひますけれども、考え方としてこういうことではなからうかと思ひます。と申しますのは、今回の措置をとりますと国産材の供給がふえるであろう、それから一方、関税を下げれば外材の輸入がふえるであろう、その辺をどう調整して考へているのかという御質問だろうと思ひます。

今回関税の引き下げの対象になります松属等につきましても見ますと、これは全体の製材の輸入品の中の約二・八%でございませうし、それから丸太を含めました輸入量に対しては〇・二%というふうに極めて微々たるものでございませう。したがって

まして、全体の影響はきわめて少ないというふうな考へておりますけれども、逆にまた、いま御指摘になりました問題について一般的に見ました場合、今回の措置でこれがどのくらいになるかというところは非常に算定もむずかしいと思ひます。逆にならぬかと考へておりますけれども、今回の措置でどれだけの効果があつたかということも独立して推計することはきわめてむずかしいのではないかと考へております。たゞいま検討しております長期の需給の見通し、この策定作業を進めておりますけれども、その一環として検討いたしましたので、後日また検討結果が出ました場合にはお示しすることで、御了解いただきたいと思ひます。

○野坂委員 後日、検討結果をお話しいただきたいと思ひます。

先ほど同僚議員からお話がありました公定歩合の引き上げ、貸付金利の未端金利の不動、こういうものにつきまして確認をしておきたいのですが、お話が部長からございましたように、政府が林業信用基金に出資し利子補給をする、あるいは債務保証をやる。そこから都道府県に持つていく、貸し付けをする。原資供給をそこからやるわけですね。そうすると、利子補給もやるわけですから、公定歩合が引き上げになつても、たとえは農協の基準金利が九・五%で、この利子補給等は政府が行つて、五%なら五%にするということにしておるわけですから、この公定歩合の引き上げで、協調融資とはいへ低金利で預託をするわけですから、その貸付金利は動かないようにしなければ、初め借りた人と後から借りた人との問題も出ておるわけですね。また、一遍借りた人はその金利が途中で上がることはないと思ひますが、その点はどうか。それこそ経営改善計画が立たないというところになってまいります。すでに公定歩合の引き上げは〇・七五行われようとしておるわけですから、それらの関連についてももう一度明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○野坂委員 その場合に利子補給というところで未端金利が動かないようにする。もちろん協調融資で一しかやらずから、市中金融機関は、銀行は三倍をやるわけですから、その分の利子補給というものは政府の方で考へた方が、初め資金計画を立て、改善計画を立てさせておいて、その金利で計画を立てるわけですから、途中から上がるということになると、むしろ政府の方に責めが出

てくるのではないか、こういうことになろうと思
うのです。その点については、いま短期は五多と
か、長期は六・五ですか、設備資金が六・五から
六・八、この範囲内で二十年間はやるのだ、こう
いうふうには農林大臣の越旨説明の当分の間とい
う意味も含めてやられたのなら、それだけの利子補
給をして、これで経営を立て直すのだということ
にしなければ意味がないではなからうかとわれわ
れは思うのですが、大臣、いかがですか。

○渡辺國務大臣 この問題は、金融の根本問題で
ございまして、制度資金はこれ一つではないわけ
です。土地改良にしても、その他たくさん制度
資金があるわけですから、いままでの例からする
と、金利の上がったものは、すでに借りてしまっ
たものはそのままだけれども、新しく借りるとい
うものについては新しい金利体系ということにな
っておりますので、御趣旨はわかりませんが、これ
にだけ特別なものを設けるといことは非常にむ
ずかしいのじゃないか、私はかように思っており
ます。

○野坂委員 大臣もよく御存じのように、農林漁
業のうちの農業改良資金とか近代化資金、これに
ついては法律で〇・五ずつ下げましたね。そうい
うかっこうで、足らざるところは利子補給で埋め
て、農業の再建なりあるいは林業経営の向上な
り、そういうことの趣旨からこの間の法律改正も
行ったわけですから、そういう意味から考えれ
ば、そのような姿をさせることが原理原則ではな
いか。農業の場合もそのような措置をとってお
るというのが今日の現状ではないですか、どうでし
ょう。

○渡辺國務大臣 そのようにあることが望ましい
と思いますが、これは事業業だけではなくて、政
府の関与している相当長期の、四十五年なんとい
うのはありませんけれども、中小企業でも機械の
近代化でも何でも同じような制度があるわけす
よ。したがって、これだけを特別扱いするとい
うことは、林業で特に長いからという点もありま
しうが、これはなかなかむずかしい問題である。

よく検討をさせていただきます。
○野坂委員 この法案の趣旨は、たとえば造林資
金は三十五年を四十五年にする、据え置きは二十
五年を三十五年にする、林道資金は二十年が二十
五年、据え置きが三年が七年ということになってお
りまして、他の農業とかあるいは商工業というの
とはこれを見て性格が非常に違っておるわけ
ですね。四十五年もしなければ一人前の木になら
ない、伐期にならないということから考えても、こ
の金利問題については十分考えていかなければな
らぬというふうなわけですから、検討をして善
処していただくようにお願いをしておきたいと思
うのであります。

時間がございませぬから多くを申し上げませ
んが、これの政府の金を信用基金に出して、そして
信用基金の方から県の方に回す、こういうこと
になっておりますね。この林業信用基金の方に一
通入れていくというのはどういう意味があるわけ
ですか。県の方にすぐに行ってもいいじゃないで
すか。それは天下りの関係ですか。

○藍原政府委員 国から県に資金を貸し付ける場
合には、二通りあるかと思えます。一つは、特
別会計を新設いたしました、国がみずから貸し付
けを行うという方式、もう一つは、特殊法人を設
けて、それを受けざらして活用する方式、
この二つがあるかと思えます。その二つのうち
の特別会計の新設によりましてやることよりも、
現在、ございませぬ法人を使いましてこれを活用す
る方が、この両者を比べた場合にはベターであら
うというふうなわけに判断いたしております。

そういう観点から、信用基金を通じてやること
にいたしましたし、また御存じのように、信用基
金は三十九年にできましてからもう相当な年月が
たっておりまして、その間、林業関係の業界に対
しての債務保証をやってきております。そういう
点で非常に熟しておりますので、そういう知識を
も十分活用しながら、この制度に乗せて運用して
いきたいというふうな考えておる次第でございま

す。
○野坂委員 この制度の発足によって、林業信用
基金の方は機構の改編なり改革というものが行わ
れるわけですか。
○藍原政府委員 これだけの業務がふえますか
ら、当然そういう意味で仕事かふえるということ
で、組織なり定員につきましては適正な事業がで
きるような対応をしなければなりません。その業
務量等に対しまして具体的な検討を行って、所
要の措置は講じてまいりたいというふうな考えて
おります。

○野坂委員 こういうシステムをつくられるわけ
でありませぬから、当然、林業信用基金あるいは二
百五十億に対する積算の根拠等、各県から吸い上
げられたというふうな思われるのです。だから、林業
信用基金の方は何らかの改革を行いますという話
し合いがあたとできておるのじゃないですか。
何にもありませんか。何とかなるだろうというこ
とですか。

○藍原政府委員 ただいまも御説明申し上げまし
たように、業務量がふえるわけでございますか
ら、そういうものを見合いにおきまして、それな
りの措置は講じなければいかぬというふうな考
えております。その検討は進めておる段階でござ
います。
○野坂委員 冒頭午前中にもお話を申し上げまし
たように、外材が三分の二という現状から、国産
材の需給の問題、需要の問題を上げていくため
に、住宅の問題等も大臣からお話がありまし
た。

そこで、林野庁で取り扱っていらつしやる在来
工法の問題がありますね。これに対してハウス55
というのがありますね。これは建設省なり通産省
でやっております。在来工法もここ二、三年予算
もついておるわけですが、どのような進展状況で
ハウス55に対応しておるか。ハウス55に対
しては、どのような見解を林野庁としてはお持ち
であり、その経過等は注目をしているらつしやると思
いますが、百平米当たり昭和五十五年には五百万円

でできる、こういうかっこうになっておるのか、
長官から経緯と考え方を聞いておきたいと思いま
す。
○藍原政府委員 ハウス55につきましては、建設
省なり通産省でやっておられる問題でございま
して、あえて私どもが云々する問題ではないとい
うふうに考えておりますが、私どもの調査によりま
すと、日本人の嗜好として、やはり在来工法によ
る在来の住宅に住みたいという志向が強いとい
われわれの調査が出ております。したがっていま
して、従来の日本独自の在来工法でございませ
ん、建築を推進する必要がある。ただし、それにはやはり
いままでのようなままではいけません。それでは
いけません。それなりに近代化的なもの、部材を少
なくするとか、コストを下げるとか、いろいろな努力を
しなければいけない。そういう観点から、現在
ございませぬ日本住宅・木材技術センターというこ
ろでその研究、技術開発、普及をやっております
し、あわせて、在来工法によります住宅のモ
デル展を、国の助成によりまして都道府県の方に
助成をして、ただいまそういう展示をして一般に
PRをするということもやっております。そうい
う観点から、私どもとすれば、日本の建築史の主
体をなします。在来工法の住宅というものを国民全
体の方々につくっていただくような努力をすべき
であらうという観点から、林野庁の立場としての
PRなり技術開発については、今後とも積極的に
進めてまいりたいというふうな考えております。

○野坂委員 予算はいままでどのくらい使われ
ておるのですか、累計。
○藍原政府委員 いま申し上げました。在来工法の
住宅部材流通消費改善対策事業の予算を申し上げ
ますと、五十四年度で一億八千二百五十七万円に
なっております。
○野坂委員 いままでどの累計。
○藍原政府委員 五十二年が五千五百万、五十三
年が一億二千八百万でございますから、合計いた
しまして約三億六千万ぐらいでございます。
○野坂委員 林野庁としてはどうやっておる。在

○野坂委員 冒頭午前中にもお話を申し上げまし
たように、外材が三分の二という現状から、国産
材の需給の問題、需要の問題を上げていくため
に、住宅の問題等も大臣からお話がありまし
た。
○野坂委員 冒頭午前中にもお話を申し上げまし
たように、外材が三分の二という現状から、国産
材の需給の問題、需要の問題を上げていくため
に、住宅の問題等も大臣からお話がありまし
た。

来工法でやった方が国民的な嗜好があるというこ
とは建設省や通産省にもちゃんと書つていらっし
やるわけですか、そういう話し合ひは、どうです。
○藍原政府委員 住宅そのものの行政指導官庁は
建設省でございます。したがって、私もその
それに必要な資材としての木材についていろいろ
な点から住宅の問題にも触れておるわけござい
まして、建設省とは十分連絡をとりながらその辺
を推進いたしております。

○野坂委員 ハウス55は十五億三千万の助成
金が出ております。御承知のとおりです。在来工
法はいまあなたが説明されたように三億六千万、
こういうことになれば、やはり度合いが違うじや
ないですか。日本の住宅は日本の国民全体がいわ
ゆる材木で建てたい、こうおっしゃっておつて在
来工法を推進しておる。片っ方の通産や建設省は
十五億三千万の助成金をもつて、トヨタとかミサ
ワとか、そういうところがどんどんやっつておると
いうか、こうでは太刀打ちできないで、需要の低
迷があるというように、他人行儀のようなこと
を言つて書いておつたって意味はないじやない
ですか。もっとやらなければならぬじやないです
か。これは予算が少ないじやないですか、予算を
尺度にするわけじゃないけれども、もつと在来工
法の振興なりPRなりモデルのセンターなり、そ
ういふものを充実強化をして、府県でもつとやっ
ていかなければ、大工さんや左官さんの仕事が問
題になるじやないですか。この点はどうですか。
○藍原政府委員 御指摘のように、予算面から見
たらその点は少ないのかもしれない。しかし、
私もとすれば、先ほど申し上げました日本住
宅・木材技術センター、これも林野庁と建設省の
共管でございます。そういう観点から建設省の方
も木材住宅についてはいろいろ関心を示してい
だいておりますし、そういう面、建設省の住宅行
政と合わせながら、住宅資源としての木材につ
いてのよさをさらにPRしながら今後とも積極的な
対応をしてまいりたいというふうに考へておりま
して、今後ともそういう面での努力は十分払つて

まいるつもりでおります。

○野坂委員 私たちは文句を言つておるわけじや
ないですからね。いまの木材の問題なり、たくさ
ん木材の關係者、川上から川下へという、そうい
うことで、一人親方の大工さんたちたくさんいら
っしゃるのですから、十分配慮してもらわなけれ
ば太刀打ちできませんよ。三億六千万は安過ぎま
すから、大臣、今度はちゃんと予算をもつと要求
してつともらつて、本場の林野庁なり農林省の
力というものが信頼を受けるような措置をとつて
いただきたいということをお願いしておきます。
建設省の方にお尋ねをしましょう。このハウス
55は、五十五年にいよいよ販売の方に入るわけ
ですか。時間がありませんか申し上げておきます
が、百平米五百万円というのは可能かどうか。そ
れから、暖房その他もしてということであつたと
思ふのですが、それらについての今日までの状
況、それもお話しいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 お答え申し上げます。
ハウス55の開発計画の経緯でございますが、こ
れは昭和五十一年に新住宅供給システムの提案競
技というのをやりました、二十の応募があり、
そのうちから三つのものを選びまして、通産産業
省と共同して技術開発を進めてきたというもので
ございます。五十一年度からは要素技術、いろい
ろ着想がございましたが、その実現の可能性の検
証、それから全体のシステムの確立ということに
研究開発を行つておりまして、五十二年度にか
けてまいりました、こういうことでございます。五
十三年度それから一部繰り越しまして五十四年度に
かけましては全体の技術の見直しを行ひまして、
現在は実験住宅を十三棟試行建設いたしました。防
火とかあるいは居住の実験を進めていくところ
でございます。現在研究は進行中ということでご
ざいます。

価格についてのお尋ねでございますが、この新
住宅供給システムの開発に当たりまして、昨年末

に先ほど申し上げましたまままでの研究の総括を
行つたわけでございますが、その際は、当初この
研究開発のスタートのときに定めた五百万円台、
メートルの住宅を昭和五十年価格で五百万円台、
それは集中暖房を含むということでございます。し
が、その目標を変えないでさらに今後の二年間努
力していただく、こういう集約をいたしております
ので、そのとおり関係者の方々に努力をしていた
だきたい、こう考へて研究開発を続行してまい
っているという段階でございます。

○野坂委員 住宅産業新聞等を読んでみますと、
工場の側は研究だけで企業化は約束をしていない
というふうにも新聞にも載つておりますし、五十五
年度に本格供給するというスケジュールを立てる
のなら、工場生産設備の建設なり販売体制の確立
あるいは共販会社構想というふうなものがある
新聞等で指摘をされておるわけですから、これは
ね。五十二年に実施計画を出すとかは、一年三
カ月くらいおくれたですね。そういうことになつ
てまいりますと、相当おくれた、五十一年度で五
百万円方式だから、物価が上がれば七百万円なる
ということでしょうけれども、いまの状況からす
ればそういうものはなかなか可能性が少ないじ
やないかというふうにも思われるわけですが、見通
しとしては、いつからその販売体制に入るのです
か。もし相当おくれるということになれば、もつ
と林野庁なり農林省と話し合つてもらつて、国民
嗜好というものも十分判断の材料に入れてもら
なければいけないじやないかというふうにも思
うのですが、その点はどうお考えですか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。
前半の見通しの方の御質問でございますが、現
在十三棟の実験住宅を建設し、その中での実験が
進んでいる状況でございますし、またさらには、
建築学の相当多数の先生方に、その開発し得た
の、これからするもの評価をお願いしている段
階でございますので、現在まだその企業化なり商
品化なりの明確な見直し、何年何月というふうな

見直しを持つ段階には至っていないわけござい
ます。

また、後段のお尋ねでございますが、私どもの
施策の一つといたしまして、在来工法の合理化の
予算を計上しているわけでございますが、先ほ
どの林野庁長官からのお答えのとおり、私もど
もは緊密な連絡をとり合つておりました、その意味
で国民のその嗜好に合つた、いわば土俵の中で組
んでいただけるような合理化を図つて、最終的に
は国民の選択にお任せしていきたい、これを基本
理念として考へておるわけでございます。

○野坂委員 この問題はまた改めて時間設定をし
て質疑に入りたいと思ひますが、さらに国有林の
問題について、この間の大田の所信表明の演説に
伴う質疑の中でも問題を提起しておいたわけだ
が、この間の参議院の農林水産委員会、先ほど
不良造林地の問題、不連続造林地の問題、こうい
うふうな問題は同じだという話を大臣がしたわけ
ですけれども、この農水でこの不良造林地の面積
の問題については、林野庁は四万ヘクタール、職
員の仲間の皆さんが調べたところによると、五
〇〇調べて九万六千八百ヘクタールあるとい
うことを言つておるわけですね。一〇〇%とす
れば、これを倍率ですれば大体四十万あるのじや
ないか、こういうことです。

で、あなたの答弁は、五十三年の作業が終わつ
た後に造林地の全面的な見直しを行いますとい
うようなことが言われております。その結果は、一
応五十三年度終わったわけでありまして、それ
らについてどのように把握をされておるのか。そ
れから四万ヘクタールは、五十三年度までやつ
たし、五十五年までには終わるといふことでは
けれども、この見直しを、不連続造林地ですか不
良造林地ですか、そういうものの面積について話
合つて一致していかなければならぬ。現実には、あ
なたが机の上で計算されるのとは違つて、現場
を見ておるわけですから、不連続といひますか不
良造林地はあるわけですからね。そういうふうな
点についてはどのようにお考えなのかということ

が一点と、財政再建の問題もこれからお尋ねをしなければなりません、時間がありませぬから。この山づくりの問題についてはいろいろ学者の皆さんから資料が出ております。たとえれば民有林でも国有林でもそうですが、地ごしらえから植えつけ、補植、下刈り、保育、こういうふうに行われるわけですが、これは「地拵事業は成林の成否を決める基礎作業であるから保育における下刈作業と同様最重要事業として実施する。」という考え方でこの造林事業の方針書というものは大体各局が出しておるわけですか。

○監原政府委員 御指摘のように、山をつくり出す場合には植える前に地ごしらえ、これが非常に重要でございます。地ごしらえが不十分であれば、苗木の活着も悪うございませぬ、またいい成長もしないということ、造林事業のやはり基盤になります地ごしらえについては十分対応するような指導はいたしております。

○野坂委員 不良造林の話は答弁を受けなかったのですが、では、いま私が読んだような方針で大体各局とも進められておる、こういうことですか。

○監原政府委員 不成績造林地の問題でございませぬけれども、私も先般の国会におきましてもお答え申し上げましたとおり、四万ヘクタール余のものがあるというふうに申し上げておられますけれども、現在そのうち改植を要するものは約七千六百ヘクタールでございませぬけれども、五十三年度末にこのうちの約三千七百ヘクタールを履行いたしましたして、残余の三千九百ヘクタールにつきましては大体五十四年なり五十五年には完了する予定にいたしております。それから、早期に保育を要する造林地約三万二百ヘクタールでございませぬけれども、これは五十三年度末をもちまして約二万一千七百ヘクタールを改善いたしましたして、残余の八千五百ヘクタールにつきましては五十四年、五十五年に実施する考えでございませぬ。

なお、先ほど先生おっしゃいましたけれども、五十三年度の造林事業が完了した時点におき

まして把握するという予定にしております、これはやはり国有林の場合積雪地帯が多うございませぬので、この積雪完了を待ちまして夏ごろまでには把握して、その対応はまた十分考えてまいりたいというふうな考えでございませぬ。

○野坂委員 先ほど私が読んだのとおりですかと言ったのは、造林事業の方針書を、各管林局とは、先ほど言いましたように地ごしらえから植えつけから保育から補植から、そういうものを含めてやるのですが、まず、「地拵事業は成林の成否を決める基礎作業であるから保育における下刈作業と同様最重要事業として実施する。」というふうな大体指導されておるわけですか、そうですね、そうですね、ということですか。

○監原政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○野坂委員 もうやめなければならぬのですから、申しわけないですが、これは一九六二年の四月に管林局長は出しておるわけですか。ところが、一九七一年の四月になりますと、「地ごしらえは、植付および保育作業に支障のない最小限の作業を行なうため、撤去置留地ごしらえを原則とする。」と、こういうふうに変わっております。それから、あなたの方針とは違っております。なぜそういうことになっておるかといふと、その証拠には、人間の数をおかしいことをやっております。すよ。一九五九年、六〇年の当時から七二年に推移しますと、いまの地ごしらえなり植えつけなり補植なり、そういうことを、あなたがおっしゃったような姿なのに、更新の場合はヘクタール当たり五十二・九四人だったものが、一九七二年はヘクタール当たり二十二・一五人になっておるのです。保育はヘクタール当たり十二・三人がヘクタール当たり五・四六人になっておるのです。そういうふうな造林方針書というのが変わってきたのは、これを計算しますと、こういうことになってくるわけですが、全部、いま私が言った四項目に合せて計算をしますと、こういうことになりませぬ。だから、あなたの言っていることを

各管林局長は歪曲をして造林方針書をつくっております。ということになります、あなたの答弁からすると、これを直してやらなければなりません。だから、枝葉でも、前は植えつけをするときは全部を存置して、いかげんにして、いや技術水準が上がったとか、いや機械をつくったといふますけれども、植えつけにそう変わりはいいですか、これは逆計算をしておるのです、そういうこと数字を出して。だから、これは直してやらなければなりません。だから、不良造林なんかでも見方がこれだけ違ってくるのです。私どもが言うようにこれの見直しをしたら、四万と四十万とは十倍違うわけですから、それをちゃんと見直しをしたら、どうですか、林野庁長官。

○監原政府委員 ただいま先生御指摘の細かいところを私もちょっと承知いたしておりますけれども、造林事業の基本でございませぬ地ごしらえ、それから下刈り、これは確かに造林事業の中心でございませぬ。そういう点で、いま先生が御指摘の点があるかどうか十分調査をいたしまして、その点について姿勢としては従前も現在も変わっておりませぬ。いい山ができておらないわけがございませぬから、いい山ができておらない造林技術を中心いたしました造林方針書に基づいて造林が推進できるような努力をしましてまいりたいと思っております。

○野坂委員 時間がありませんからこれで私の質問を一応終わりますが、いつかの機会にこの問題を取り上げていきたいと思っております。一九五九年、六〇年当時とその方針書は変わっていないということをお話ししたわけでありませぬから、それを含まない不良造林の見直しをこの際行つて、この次の国会のときには明確に資料を提出して、この見直しをこのようにいたしましたという報告をしてくださるようお願いをしております。

○佐藤委員長 角屋堅次郎君。

○角屋委員 本日の委員会に、かねて懸案でありました林業等振興資金融通暫定措置法案が提案され、審議される運びになったわけでございます。審議される質問に引き続きまして、わが国森林・林業をめぐって国際的、国内的諸問題、それに引き続いて法案の中身についても若干基本的な問題を質問をいたしますので、答弁については簡潔にポイントを大臣並びに政府委員の方から御答弁を願いたいと思ひます。

まず、冒頭に国際的な問題から入りたいと思ひます。経済の重要な問題として、原油等エネルギーの問題、食糧問題あるいは森林・林業問題といったような資源問題というものは、国際的にもこれから非常に重要な政治課題、経済上の問題であることは、これは論をまちませぬ。特に、きょうは森林・林業の問題を中心とした論議を展開するわけですが、どうであるか、あるいは供給状況がどうか、その中における日本の森林・林業の実態と国際的なかわり合いというものについて、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

御案内のとおり、林業白書でも触れておりますけれども、一九七六年の世界の木材消費量は約二十五億立方メートルでありまして、そのうちの用材消費が十三億立方メートル、薪炭材消費が十二億立方メートルというふうな書かれておるわけでありませぬ。わが国の場合、林業関係では年間、昭和五十二年の場合一億二千九百万立方メートルでありまして、いわば国際的な木材の全体の中では約二十五分の一という比重を占めておるわけでありませぬ。わが国の森林面積は、申し上げるまでもなく二千五百二十六万平方メートル、これは五十一年三月の数字でありますけれども、国土の六七％を占める森林国ということに当たると思ひますが、しかし一人当たりでは〇・二二ヘクタール程度でありまして、世界平均の五分の一程度にすぎない、こういう状況に置かれておるわけでありませぬ。

そこで、そういった状況の中で、世界の木材の現時点における輸出入の状況はどうなっているか、あるいはその中において日本のウエートはどの程度を占めておるかという点について、まず御答弁を願いたいと思います。

○藍原政府委員 御指摘の木材の輸出入の世界の状況でございますけれども、FAOの統計によりますと、一九七六年におきます世界の木材貿易は、丸太が約一億一千万立方メートルでございます。その主な輸出国はアメリカ、ソ連、インドネシア、マレーシア等、主な輸入国は日本、西ドイツというふうになっております。

それから、製材品では、製材されたものでございますけれども、これにつきましては約六千五百立方メートルでございます。その主な輸出国はカナダ、ソ連等で、主な輸入国はイギリス、フランス、西ドイツ、こういうふうになっております。

わが国の木材輸入量は、世界の木材輸入量のうち、丸太で約五〇％、製材で約五〇％を占めております。日本の場合、御存じのとおり、在来工法建築というのが中心になった木材使用でございます。製材品の輸入が非常に少なくなっておりますけれども、それに反しまして、丸太につきましては世界の輸入量の約半分が日本に輸入されておるといふ実態でございます。

○角屋委員 いまも林野庁長官から御答弁がありましたように、FAOの一九七六年の数字によれば、産葉用丸太の場合、国際的な輸入の中で半分を少し超える程度の比重を占めておる。それに引き続いて韓国、西ドイツ、アメリカ、カナダといったような順序になっておるけれども、数字的には非常に段差があるといった状況でございます。

それから、製材の面では、いまお話しのように、輸入面ではアメリカ、イギリス、フランス、西ドイツに次いで日本が五番目でありまして、三百二十七万四千立方メートルということになっておるわけでございます。これは主としてアメリカ、カナダ等から入っておるといふ状況になって

おるわけでありまして、全体的な中では丸太で約半分、それからいま申しました製材関係の輸入の中で約五〇％を占めておるといふのが今日の現状でございます。

そこで、そういった状況の中で、わが国の外材輸入の比重というのは、林業白書でも指摘しておりますように、年々歳々増大をしております。これが国内におきます林業経営あるいは林業関連産業というものに非常に大きな影響を与えておるといったような状況にあることは、林業白書の指摘するところでありまして、これから長期展望に立つ場合、いま外材という場合は米材やソ連材あるいは南洋材というものを中心に輸入しておるわけでございますけれども、こういったものが将来展望の中で相当安定的に入るのかどうか、あるいは白書も指摘しておるように、非常に窮屈になっていくというふうな判断をしておるのかどうかといったような点について、引き続き御答弁を願いたいと思っております。

○藍原政府委員 日本が輸入いたしております材を大別いたしますと、米材、ソ連材、南洋材、この三つに分かれるかと思っております。この三つについて現状を見ますと、米材につきましては主として西海岸から入ってくるわけでございますが、西海岸の諸州におきましては成長量を上回って伐採しておるといふ状況がございます。それに加えまして、今後十年くらいの間、世帯増を反映いたしました住宅需要の増加、こういうものが見込まれるというふうな言われております。それから一方では、自然保護運動の高まりというものがございまして、対日本材輸出は長期的には減少の傾向に推移するのではなからうかというふうな予想されております。

また、米材の中に入っておりますカナダのBC州でございまして、ここにおきましては資源的には大分余裕がございます。ただ、経済的な面積の九〇％を占めます州有林からの丸太輸出というものが禁止になっております。そういうことで、製材につきましては今後とも供給の余力が残

るといふふうに見込まれますけれども、わが国ではやはり丸太の需要が多いわけでございます。丸太の形態での輸入量の増加はそう期待することはむずかしいであろうというふうな考えでおります。

それから、ソ連材でございますけれども、ソ連は極東地域の森林資源は非常に豊富でございます。また、地理的にも日本に輸出するには非常に適した地域でございますけれども、最近だんだんその伐採地点が奥地に移動いたしておりまして、そういう意味では非常にコストがかかるような状況になっております。それから、人口が少なくて基盤整備的な問題がいろいろあるということ、こういうことから、生産量を急激に増大することは非常にむずかしいであろうというふうな判断をいたしております。

そういう意味から最後の南洋材について見ますと、南洋材は御存じのとおり、森林資源の減少によりまして次第に生産量が減少するという傾向にございます。一例を挙げますれば、日本にはかつてフィリピンが一番よけい入っておったわけでございますが、現在はフィリピンは非常に少なくなっております。現在、インドネシア等に移っております。そういう意味から非常に今後減少するであろうというふうに見られます。

また一方、東南アジアにおきましては、自国の木材生産量の付加価値を高めるといふ観点から、木材輸出の規制という問題も現在強化を進めておる状況でございます。そういう観点から輸出量もかなりの速度で減少していくのではなからうかというふうな考えでおります。

給じまして、どの地域もこれから輸入量がふえていく期待はそれほど持てないというふうなわれわれは考えております。

○角屋委員 いま林野庁の長官からも御答弁のようになり、わが国は丸太を中心に相当な外材を入れておるわけでありまして、その中心地域であります米材を見てもソ連材を見ても、あるいは南

洋材を見ても、将来展望の中では非常に窮屈になっていくというふうな判断せざるを得ない。特に南洋材等については、いままではアメリカ等に依存しておった欧州諸国が、東南アジア方面からの南洋材輸入というものに対する動きも出てきておるわけでありまして、世界の木材の資源状況あるいはいま言ったような日本が外材を輸入する場合の關係国の状況というのを見た場合に楽観を許さない。したがって、基本的にわが国林業の問題をどうするかということが真剣に問われておる時代に入っております。これは明らかであります。

そこで、五十三年度の林業白書の中では、世界の木材供給はおおむね二十世紀末以降かなり窮屈になるであろうという判断を示しておるわけでありまして、この判断の根拠について説明を願いたい。

○藍原政府委員 白書に述べました経緯でございますけれども、これにつきましては、いま私が御説明申し上げましたように、東南アジアの過去における経緯、それから現在の状況、それから北米材につきましても森林資源の状況、さらにはソ連材の伐採地点の状況、こういうことから判断いたしました。いろいろな制約条件が非常に多いということ、そういう観点から今後木材の輸入を増大し続けるというのには非常にむずかしいであろうという判断をいたしましたわけでございますが、さらに、これはまだ確定したものではありませんけれども、FAOと各国の民間グループの間で現在二〇〇〇年におきます世界の木材需給の見通しというものを検討を進めております。こういう中におきましても非常に逼迫するであろうというふうなことが見られておるといふ話を私ども伺っております。これはまだ確定した資料はございませんけれども、それから、米国の大統領府が出した賃金及び価格安定委員会報告書によりますと、「一九八〇年以降二〇〇〇年にかけて米国内においては木材需要量が輸入を含めた木材供給量を大幅に上回るが見込まれておる」といふことを総

合いたしましたと、白書に書きましたような判断に
なるということでございます。

○角屋委員 また、同じく林業白書の中で、国内
の戦後の造林地が二十世紀初頭において本格的
に生産力化する時期を迎える、こういうふうによ
つておるわけですが、なるほど人工林の林齢の関
係から見まして一年から十年生が三二%、十一
年から二十年生が三八%、これで七割を占めてお
るという状況から見ても、そういう判断が可能だと思
うのでありますけれども、そうするならば、数量
的にどれくらい国内産材の生産量というものが将
来上積みされてくるのかという問題の判断につい
ても、御説明を願っておきたいと思ひます。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたよ
うに、現在の森林の造林地の分布状況を見ます
と、二十年以下が七割近く賦存しておるわけでござ
います。そういう観点から見ても、あと
二十年たちました二十世紀になりまして、あ
うものが伐期に達しまして相当の伐採量になると
いうふうにわれわれは考へておりますが、これは
具体的などの程度かという御指摘でございますけ
れども、現在、先ほども御説明申し上げましたけ
れども、資源に関する基本計画等々の見直しをや
つておりました、その中で検討することについて
しております、現在具体的にはまだ数字は出して
おりませんが、簡略に申し上げますれば、
現在、五十二年の実績の二倍以上のものが出て
くるのではなからうかという想定はいたしております
です。

○角屋委員 これは日本が先進国として特に発展
途上国、あるいはわが国が将来ともある程度外材
というものの輸入というのを否定することはでき
ない、そういうような立場から、一方では経
済協力、一方では資源的なそういう面の確保とい
つたようなことから、長期展望から見ても発展途上
国の林業というものを対するいろいろな手当てと
いうものを、国際的な視野から、あるいは林業の
今後の需給状況といったような点から考へていく
ことは当然必要だろうというふうに思つてござい

けれども、国際協力事業団等による林業に対する
海外協力といったようなものを今日までも進めて
きておるわけでありますが、その実績あるいは今
後の考え方はどういふふうに進めていくのかとい
う点についても、簡潔にお答えを願ひたい。

○渡辺国務大臣 昭和四十九年の八月国際事業団
の設立以来、わが国の林業分野の技術協力は事業
団を通じてやっております。専門家の派遣と
機械供与を組み合わせたプロジェクトあるいは相
手国の中堅技術者のわが国への受け入れ等を中心
にやっております。現在プロジェクトの協力は
フィリピン、インドネシア及びビルマの各国に
おいて、研修員の受け入れを毎年約二十カ国を対
象に実施をしております。

○角屋委員 先ほど来お話が出ておりますよう
に、国際的な森林・林業の資源状況あるいは需給
の伸び、わが国のこれからの経済発展と木材等の
需給状況、外国に依存する度合いといったような
観点と、先ほど来申し上げておりますように、先進国
としての発展途上国に対する経済協力といったよ
うな面とを兼ね合わせて、林業サイドにおいても
今後ともやはり発展途上国に対する経済援助とい
うものは、従来以上に積極的に進める姿勢が必要
であらうというふうには私思ひます。

そこで、最近東京ラウンドなどで海外から木材
を輸入する場合に、これは海外という場合は米
国とかカナダとか東南アジア諸国が中心でありま
すけれども、海外からの木材輸入についての要請と
関連を、特に木材関税引き下げ、あるいは製
材及び合板のJASの改正問題という要請が出て
きておるわけでありまして、そういう問題
に対する対応はどういふふうにしておるのか、お
答えを願ひたいと思ひます。

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、今
回のMTN交渉で非常に米国あるいはカナダ、ニ
ューゼーランド等々から、木材輸入の増大に関連
いたしました、関税の引き下げという問題がござ
いました。それから、JASの規格の見直しとい
う問題と両方あったわけでございますけれども、

こういう問題に對しまして、私どももいたしまし
てはやはり日本の林業、林産業ということを中心
考へて引き下げ品目の選定とかあるいは引き下
げ幅、それから引き下げの時期、こういうものに
ついて慎重に配慮いたしました。その結果、普通
合板の六ミリ以上のものにつきまして、それから
また松属等の製材等の品目につきまして、関税の
引き下げを一応行うことにしたわけでございます。

この引き下げは、普通合板の六ミリ以上のもの
につきましては一九八四年以降二〇%のものを一
七%にするということ、それから松属等の製材に
つきましては一九八四年度以降一〇%のものを
六%にするということで一応話をつけたわけでござ
いますけれども、こういうことによりまして国内
の林業あるいは林産業に影響がないかという御
指摘も先ほどもございましたけれども、私どもこ
れからの外材の秩序ある輸入という形での行政
指導を十分進めることによりまして需給の安
定を図る、と同時に、国内におきましては林業構
造改善等々を中心いたしましたもろもろの施策
によりまして林業の体質を強化するということに
よつて対応してまいりたいというふうにしてござ
います。

それから、JAS規格の問題でございますけれども、
これは現行のJAS規格というものは消費者
保護の観点から定められておりました、これは買
易のいろいろな障害ということとは無関係でござ
いますけれども、合板の接着剤の試験の問題、接
着力の試験でございますけれども、この方法が違
うというところで、これについての問題が中心にな
りまして改善要求がございました。これにつきま
しては、わが国におきましても検討するということ
とで態度表明を行ったところでございまして、今
後この線に沿ひまして検討を進めてまいりたいと
いうふうにて考へております。

○角屋委員 外材輸入に關連する問題で、さらに
一、二点お尋ねをしておきたいと思つてござい
ます。

今日の日本の木材生産等の状況から見て、ある
程度外材に依存せざるを得ないという状態は、こ
れは否定できないと思つておられますけれども、
しかし外材輸入の増大に伴つてわが国の森
林・林業に非常に深刻なマイナスの影響を与えて
おることもまた否定できない現実であります。し
たがって、外材輸入の適正化問題については、政
策的にもきちと確立をしていかなければならぬ
情勢を迎えておる。ことにわが国の場合は、これ
は外材輸入、その他でもそうでありますけれども、
も、農林漁業について言えば、えさを外国から相
当量を輸入する、あるいは外材に木材需要の相
当部分を依存するという形の中で、そういう商
社あるいは国内の受け入れ体制がビルトインされ
てまいりますと、日本の関係業界への影響とは全
く別の経済作用によつてそういうものが拡大傾向
で強く働いてくるということ、現実の経済情勢
の中では否定できない事実であります。そういう
た問題も含めて、木材の需給調整、特に外材輸入
の調整機能についてはやはり農林水産省が主体に
なつて、そこで一元的にそういう問題を掌握しな
がら、木材の安定的供給あるいは価格安定をきち
つとやつていくということが特にこれからは非常
に重要な時期を迎えるのではないかと、こう思つて
おるわけでありますけれども、この点については渡辺大
臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 外材の輸入が非常に無秩序に入
つてくるということは、市場を混乱させて日本の
木材の生産に非常に悪影響を及ぼす、それは当然
であります。したがらないしまして、農林省とい
うのも、かねて木材の需給協議会というようなも
の等もこしらえて、木材所有者や木材業者、輸入
業者、消費者、いろいろそういうような方々の代
表を五名程度入れてやつておるわけでありませ
う。今後ともそれらの情報をよくとつて適切な
うにやつていきたいと思つておられます。

いづれにいたしましても、木材は自由化をされ
ているものでありますから、それを何か一元的
に、畜産事業団のようなものでもこしらえてや

たらどうだという意見もありますが、なかなかそれはむずかしいと私は思います。しかしながら、通産省とよく連携をとりまして、輸入商社の方も暴落したり何かしては困るわけですから、お互いに秩序のある輸入をするように、自主的な規制といいますが、自主的な自粛をしてもらうように行政指導をしてまいりたいと思います。

○角屋委員 大臣の私の質問に対する答弁としては、不動の信念と方策という受けとめ方が率直に言つてできたいのでありますけれども、ただいま渡辺大臣の御答弁の中で、木材需給対策協議会というふうな現行の協議会の問題についても触れられたわけでありまして。そこで私は、これからのわが国の林業対策としては、この木材需給対策協議会を、学識経験者あるいは森林所有者、木材関連業者及び輸入業者、消費者、林業及び建設労働者を代表するそれぞれ五名程度の委員でもつて構成する木材需給調整審議会といったようなものに改組をして、この審議会の意見を聞いて、木材の需給計画といったようなことで適正な外材輸入あるいはそれと見合う国産材の積極的な振興対策を図っていくことが、これからの長期展望に立てば必要な段階に来ているのではないかと申す。審議会にいたしまして、こういつた対策の協議会にいたしまして、きわめて深刻な今日情勢の中では、そういう趣旨の改組をやりながら、わが国の森林・林業の関係の果たすべき役割りについて、きちつとそれが確立していくような方向で推進をする段階に来ているというふうに思うわけでありまして、この点について大臣から御答弁を願いたいと思います。

○藍原政府委員 木材需給の問題は、ただいま大臣からお話ございましたように、完全に自由化されておりました、非常にむずかしい問題もございまして。しかしながら、私どももいたしまして、これからの日本の林業を推進する上からも、さらには木材の価格を安定させるためからも、木材需給につきましては、やはり安定的に輸入されることが望ましいという観点から中央に木材需給

協議会を設けまして、この中で木材の需給について鋭意検討していただくわけでありまして。

○角屋委員 これは事態の認識の問題について少しく甘さがあるといいますが、従来の慣性にならざるを得ないというか、先ほど申したようなことから情勢から見ると、私が言ったような考え方も取り入れて改組をしていくという積極的な姿勢がやはり必要だと思ふ。

私もかつて米価審議会とか畜産の関係の審議会とか、えさの審議会とか、いろいろなところに関係がありましたが、大体大臣任命の審議会あるいは協議会といったようなものは、御用機関とは申しませんが、幅広く各界各層の意見がそこで述べられて適正な対策が出てくるという実態には必ずしもなっていないと思ふのです。

○渡辺国務大臣 現在、木材需給対策中央協議会というものがございまして、その中には、かなり各界各層から入れておるのであります。国産材の生産者の代表として三名、輸入業者代表として四名、それから木材加工、流通業界が大体八名、関係行政機関が五名と大体二十五名で、実際に木材の流通、加工の取り扱いをやっている人は網羅しておるつもりでございます。

○角屋委員 まさに官僚的答弁といいますが、答

弁については不満でありますけれども、私どもの意見については謙虚に受け入れて検討してもらいたいということを強く要請しておきます。

○渡辺国務大臣 実は、私も一時そういうことを考えたことがあるのです。課徴金というのはむずかしいから、木材引取税を輸入の木材にのみかければどうかとか、いろいろ検討してみたのですが、波止場に揚がった市町村にだけいくのかとか、地方税なものですから、なかなかその理屈が詰まらない。結局立ち消えになったわけですが、日本が輸出が多いというふうなこともあって、そのうちに世界各国から門戸開放、機会均等、関税引き下げのような要求が日本に対して強く出てくることは御承知のとおりであります。まして、近くMTNの交渉が行われるというふうな状態の中で取りまとめをしていかなければならぬ。そこで、多角的貿易交渉では、つい最近やつと木材関係等についても関税等の話がついてきたところでもあつて、このような段階の中で課徴金をつくるというものは、全体的な世界経済の流れに逆行するということになります。ことに関税及び貿易に関する一般協定においても、原則的にそういうことは禁止されておるところでありますし、なお、輸出国におけるところの丸太輸出というものを規制しよう、

○角屋委員 林業振興に関する決議をやって当時とその後国際的な情勢というものは、いま大臣も若干指摘されたような情勢の変化といいますが、東京ラウンド等を通じての諸問題といいますが、そういうことはあると思ふけれども、これはこれとして、やはり今後の対応策の中で十分検討してまいりたいということを要請しておきます。

○渡辺国務大臣 法案説明の中でも私が申し上げたとおり、木材を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして。それは角屋委員御指摘のとおりでございます。したがって、われわれとしては、外材については秩序ある輸入というものを行政指導によって行つていくこととありまして、国産材につきましても、国内の森林資源の状況等に対応して、今回もいろいろな政策をつくらせておるわけでございますが、やはり生産性の高い木材生産をやつていく。また、国内の需要に見合ったような木材を生産するというようなことを基本とした木材を、そのための造林あるいはその間のいろいろな助成事業、間伐に対する助成あるいは出荷体制、加工、流通等の近代化、合理化を一層進めてまいりたいと思ふのであります。

加工品だけしか日本に売らせまいというところまで発展しますと、あべこべにこっちのデメリットの方が多くなるということも考えられるわけでありまして、

○角屋委員 この機会に、昨年の森林組合法の議論、いわば林業国会ということで林業問題に対する真剣な議論をやり、そして森林組合法の委員会処理の際に、重要な附帯決議というものを十項目にわたってつけたことは御案内のとおりでございますけれども、それらのうちの重要な数点の問題について、若干お尋ねをいたしたいと思います。

まず、昨年の五月一日に森林組合法が公布されました、十月の二日付をもって本法が施行されたわけでございますけれども、この施行後、本法の中にあります共済事業、監査事業、信託事業及び林地処分事業についていかなることを取り決め、実施に移しているかという点について、簡潔に御答弁を願っておきたいと思っております。

○監原政府委員 いま御指摘の事項について御説明申し上げます。

まず、共済事業でございますけれども、この事業の円滑な実施を図るために、五十三年の八月に、事業実施上の留意事項等につきまして関係団体に通知いたしております。

それから、全国森林組合連合会は、森林組合法の第十九条の規定に基づきまして、森林災害共済規程を同年十月に定めまして、農林水産大臣の承認を受けております。その後、この規程に基づきまして、事業を円滑に実施しておるといふ実態でございます。

この事業の健全な育成を図るために、異常危険準備金の損金算入が五十四年の四月一日以降認められることになったという状況でございます。

それから、監査事業でございますけれども、この事業の趣旨の周知徹底とその円滑な実施を図るために、五十三年の七月に森林組合連合会監査事業指導要領及び同監査規程を定めました。

それから、全国森林組合連合会及び都道府県森林組合連合会は、森林組合法第百二条の規定に基づきまして森林組合監査規程を定めまして、農林水産大臣の承認を受けております。

それから、全国森林組合連合会は、森林組合監査士試験を適正に実施するために、同年の十月に

森林組合監査士試験規程を定めまして、農林水産大臣の承認を受けております。

それから、全国森林組合連合会は、森林組合監査士試験規程に基づきまして、同年の十一月に森林組合監査士試験を実施いたしました。その合格者に対しまして資格を与えております。

それから、五十三年度におきます監査事業の実施状況は、全国森林組合連合会が四県森林組合連合会を、四十六都道府県森林組合連合会が百九十八の森林組合を対象に実施しております。

それから、信託事業及び林地処分事業でございますけれども、これらの事業は、森林組合法制定以前から森林組合の事業範囲とされてきたものでございまして、森林組合法におきましては、これらの事業の適正かつ健全な運営を確保するため、これらの事業を行う森林組合等は、森林経営信託規程及び林地処分事業実施規程を定めまして、行政庁の承認を受けることとされております。このために、森林経営信託規程例及び林地処分事業実施規程例を五十三年七月に定めまして、都道府県知事に通達いたしました。

以上の状況でございます。

○角屋委員 この附帯決議の第六項で森林組合のことに触れておられるわけでありましても、この附帯決議の中では「森林組合が林業活動の中核的担い手として造林、林産、販購買等の事業を実施し易い条件を整備し、また信用事業を行い得るための基本的条件の整備等について早急に検討を行うとともに」云々と、こういうふうになっておられます。森林組合に対する懸案の信用事業付与ということについては早急に検討して結論を得ることが附帯決議の中で注文をされておられるわけでありましても、

この問題に対する従来の検討経過と今後の取り扱いについて、お答えを願っておきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 第八十四回国会の衆議院農水委員会において、そのような附帯決議がなされておるわけでありましても、これにつきましては森林

省としても真剣に検討をしております。

経過としては、森林組合系統組織の信用事業問題については、学識経験者などの参加を得ながら、昭和五十三年十二月よりこれまで三回にわたって会議をしてまいりました。そして、信用事業問題にかかわる過去の経緯の洗い直し、農林水産業務への資金循環の検討、信用事業能力の付与を主張する実態的な根拠について、その系統機関の意見聴取等を行ってきたわけでございます。

これにつきまして、いろいろむずかしい問題が実は出ているわけでありましても、

内部的には、現金収入が断続的で預金を経常的に集めるということがなかなかむずかしいままの状態にある、あるいは経営基盤の弱小な組合が多い、したがって信用事業を行うに必要な施設運営費等の確保について困難性がかなりある。また、経営基盤の確立している一部の森林組合が信用事業を実施するとしても、為替業務を行うためのネットワークの形成等に困難な問題がある。組合員に対するサービス等についても困難な問題があるというふうなことがいろいろ言われておるのであります。

外部的な問題としては、現在ある金融機関の採算性が低下傾向にあるということ、農協そのものの人が農協にも信用組合にも森林組合にも入っているが、その間の混乱の起る可能性がかなりあるというふうなことなどで、まだ最終結論は出しておりませんが、現在の段階において森林組合に信用事業を与えることは時期尚早ではないだろうかというふうな気がいたしておるのであります。

○角屋委員 これは委員会からの注文であり、一つの宿題でありますので、現段階においてはなかなかむずかしいという集約をされましたけれども、この問題については積極的にさらに検討し、実現の方向で努力してもらいたいということを強く注文をしておきます。

労働災害及び振動障害等職業病の発生防止のため適切な措置を講ずること」というのが書かれておりまして、これは非常に重要な問題の一つであります。

そこで、これは国有林もありませんし国有林もありませんけれども、一応国有林では、五十三年三月末現在で労働者災害補償保険による療養継続中の者が二千七百五十七人、国有林野事業では、五十三年十二月末現在で公務災害認定者は三千四百三十九人と白書では言っておられるわけでありましても、午前来の質問でもありますように、国有林の場合ももちろんでありますけれども、特に国有林は潜在化しておいたのがいま顕在化しているわけでありまして、これは恐らく一万を超えていくのではないかとこの予測もあるわけでありましても、

こういった問題に対する発生状況と治療体制というものはどういふふうに行っているのか、その点についてお答えを願います。

○監原政府委員 たいま御指摘になりましたように、振動障害の発生状況は、国有林につきましても、五十三年三月末で二千七百五十七名というふうになっております。それから国有林野の職員につきましても、認定患者が五十四年三月末で三千四百六十名となっております。

これらの治療体制でございますけれども、労働省、厚生省、それから林野庁が三者でいろいろと協議検討いたしまして、振動障害対策推進関係省庁連絡会議を設けておりますけれども、その決定に従いまして、労災病院、管林病院、国立病院等の医療機関によりましてネットワークの形成を進めておる段階でございます。県単位でこういうネットワークをつくっていただくことで、その中で治療体制を図っていただくこと、現在鋭意その拡充を図っておる段階でございます。

「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」

それから、国有林につきましても、温熱療法を中心とした効果的な治療を推進するために、関係省庁の協力を得まして入院ベッドの確保

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 昭和五十四年四月二十四日

を図るほか、管林病院等の設備の充実、それから既設病院への病棟の併設等の措置を講じているところをごさいます。

○角屋委員 これはたとえ国有林の場合は医療の指定病院というのは全国的には三百四十九というふうにお承知しておるわけですが、ただ、過般私、紀州路の方へ参りまして、新宮管林署の大又事業所の方に行つたときに、従来白浜の方でやつておる治療を勝浦の該当病院で受けられればという話が希望として出ておりました、これは御答弁というよりも、そういう問題等については、それらを含めて今後患者等の治療体制に万遺憾のないように推進をしていってもらいたいということをご希望申し上げておきたいと思ひます。

引き続きまして、当面の法案の中身に關連します造林、林道等の問題について、若干法案の前にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

この白書でも言つておられますように、再造林にいたしましたが、あるいは拡大造林にいたしましたが、いろいろな障害条件があつて造林がなかなか進まない、停滞傾向である、むしろ減少傾向であるといったようなことが言われておるわけでありまして、そういうものを積極的に進めていかねければなりません、この造林の補助率あるいは造林の補助単価、あるいはこの造林の場合特に査定係数というのが御承知のようにあるわけでありまして、これらの考え方についてお答えを願ひたいと思ひます。

○藍原政府委員 造林事業につきましては、ただいま御指摘になりましたように、補助率と査定係数がございませぬ。

民有林の造林事業の推進のためには、やはり自主的な努力の助長ということが中心になりまして、これを推進するために、補助率といたしましては原則として十分の四というふうにしておるところでございます。しかしながら、造林事業にはいろいろな事業の仕方がございませぬ。たとえば団地造林あるいは森林施設計画造林、そういうよう

な造林の仕方がございませぬし、それから造林が行われている地域が普通林であつたりあるいは保安林という制限の林地である場合といろいろございませぬ。そういういろいろな事業実行の差異がございませぬので、実質の補助率にさらに格差をつけるために査定係数というものを設けてまして、それぞれのウエイトに応じて造林を推進していただくことを考えておるわけでございます。それぞれぞれの区分に依りまして八〇から一七〇の範囲におきまして定められた査定係数を掛けるということをやつております。

○角屋委員 造林の場合は、一般造林事業、民有林造林の補助事業の中身を見ますと、一般造林事業、この中は再造林、拡大造林、復旧造林、それから新たに本年度から森林総合整備事業、これは再造林、拡大造林、天然林改良、それに保育を取り上げて、人工林、天然林を含む保育ということ、新たに森林総合整備事業というのを実施しようとしておる。これは先ほどの委員の質問に対しても御答弁がございましたが、この森林総合整備事業の本年度プランというのについて、簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

○藍原政府委員 森林総合整備事業は、従来から造林の推進がなかなか思うようにならないという点もございまして、市町村長を中心にしたしまして造林に對します計画をつくらせまして、それを組織的、計画的に実行させようというのがまず大きなねらいでございます。

そういう観点から市町村が中心になつて計画をいたしまして、その計画に基づきまして集团的にやる事業の仕組みでございませぬし、規模といたしましては大体一千ヘクタールぐらいのものを一つの地域といたしまして森林総合整備地域をまず指定するというところでございませぬ。そして、この指定地域の中につきましては、人工林の造林それから保育、こういうものを総合的に推進する形の整備計画をまずつくつていただくということでございます。そしてその事業は、市町村あるいは森林組合、林業公社等の公的組織体がこれを実

施していくということを考えております。助成の方法といたしましては、再造林から拡大造林あるいは天然林改良、保育、下刈り、除間伐を含めましたすべてにつきまして一括して補助対象にしていただくこととございませぬ。

それから、補助対象の林齢につきまして、従来造林事業は二十年でございませぬし、これを二十五年に五年延長するという形でございます。それから、補助率は十分の四といたしますけれども、新たな査定係数を適用することによりまして助成内容の充実を図る、こういうような事業を考えまして、森林総合整備事業というものを実行いたしました。これからの造林推進をさらに積極的に進めてまいりたいということとございませぬ。

○角屋委員 造林について、いわゆる人工造林計画と実績問題、これは御案内のとおり、人工造林計画量というものは、五十一年三月改定の全国森林計画、四十八年から六十二年にかけての計画量、この人工造林計画量は、民有林の場合三百六十九万五千ヘクタール、国有林の場合七十五万九千ヘクタール、縮めて四百四十五万四千ヘクタール、これが四十八年以降五十二年までの人工造林実績で見ますと、予定より相当にやはり落ち込んでおるといった状態にあると思つております。これを積極的に推進をしていくためには、造林に關するわが党提案の法案等も含めて積極的な姿勢が必要であるというふうになつておられるかねてから考えておるわけでありませぬし、これらの従来の実績とこれからのスピードアップについてどう考えているのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、ただいま私も立てております長期計画、これと比較してみますと、昭和九十六年度の目標人工林面積として千三百四十四万ヘクタールが示されております。また、五十一年三月改定の全国森林計画におきましては、期間内に四百四十五万ヘク

タールの人工造林地が計画されておりますが、こういうものに対しては、五十一年三月末現在の人工林の状況でございませぬし、九百三十八万ヘクタールで、森林資源に關する基本計画に對しましては七十一パーセント、それから四十八年から五十二年までの造林実行量は百十五万ヘクタールでございませぬし、全国森林計画の年平均の計画量に對しましては達成率七八パーセントとございませぬし、いづれも計画よりも低目になっております。こういう点、私ども非常に今後この対策を講じなければいけないということ、先ほど御説明いたしました森林総合整備事業というものも、こういうことを考えまして私どもその対策を練つたわけでございます。今後とも造林の推進につきましては鋭意積極的な対策を講じてまいりたいというふうにごさいます。

○角屋委員 次、林道問題に入りますけれども、林道の長期計画と実績という問題は、現状はどうなつておるか、お答えを願ひたい。

○藍原政府委員 林道につきましては、森林資源に關する基本計画におきましてその長期の計画を予定いたしておりました、昭和九十年年度までに総延長二十六万七千メートルを整備の目標といたしておりました。それに対して現在の整備状況は、昭和五十二年末現在におきまして九万四千キロメートルで、目標に對します達成率は三五パーセントとございませぬ。

それから一方、四十八年から六十二年までの十五カ年間を計画期間といたしまして全国森林計画におきまして林道の開設、延長計画は十二万八千キロメートルになつておられますけれども、これに對しまして四十八年度から五十二年度の五カ年間の開設実績は一万五千キロメートルでございませぬ。この計画に對します達成状況を年平均で見ますと三六パーセントとございませぬし、いづれの間から見ましても達成率が非常に低いということとございませぬ。

この主な理由は、やはり四十八年のオイルショックを契機といたしまして諸資材の高騰あるいは

労務費の上昇、それから自然環境保全のための工法の非常な単価増という点、これらのものが中心になりまして、延長が延びないという状況でございますが、私も、これらにつきましては工法のいろいろな研究等をいたしまして、できるだけこの計画に沿うような林道延長ができませんよという努力をしてみたいというふうに考えております。

○角屋委員 いま長期計画と実際の実績というものを造林について見ましても、あるいは林道について見ましても、いわゆる計画と実績との乖離というものが非常に顕著である、これはやはり積極的に拡大をするようないろいろな施策というものを進めなければならぬ。その一つとして、先ほど論議しましたようなことも入りますし、今回のこの法律の制定を通じて、さらにバックアップをするということも一つの力を持つと思っておりますが、林道の場合に高速道路等一般国道、都道府県道、市町村道、それから農道、林道、林道が各道路の中において、全国的に見てどうい比重を占めておるかという点についても簡単に御説明を願っておきたいと思っております。

○藍原政府委員 これは建設白書を中心にして林道を一つとした場合に農道が二・三、それから高速道路、一般国道、都道府県道、市町村道、こういうものを合計いたしました公共道路、これが二・八というふうな割合になっております。

○角屋委員 高速道路等が〇・〇五、一般国道が〇・五、都道府県道が一・五、市町村道が一〇・七、それらを合計して二・八、これは林道を一つとして、農道が二・三、こういった道路内におけるそれぞれの種類のウエイトというものはそういうことですけれども、いわば国土の七割近くを占めておる森林地帯あるいは山間、そういうところにおける林道のこれからの開設の促進、もちろん山村部といえども国道もあればあるいは都道府県道もあるわけでありまして、これだけがあるわけではありませぬけれども、さらに林道について

も、計画が非常に落ち込んでおるわけでありまして、積極的に推進する、これが造林あるいは林業経営関連の産業の振興にも密接にかかわってくるということであろうと思っておりますので、今後積極的に進めるということで御努力を願いたいというふうに思っております。

そこで、今度の昭和五十三年度の林業の動向に關する年次報告の中で、森林の公益的機能といつたような観点から、これを果たしていくために、いろいろな制約条件を受けておる。制約条件を受けながらそういう森林の公益的機能を果たしていくということ、林業者としては非常な努力をしていっておる。そういう問題についてはいわゆる上流、下流を含めての経済的機能、公益的機能の中で、特に公益的機能の観点から、受益者負担の考え方というものを森林資源の整備を進める場合に考えていくことが必要であるということ、木曾三川等の事例も引きながら問題を提起しておるわけでありまして、これは森林の持つ実際の公益的機能といつたような点について、林業白書にもさらに触れられておりますけれども、これは今後具体的にどういふふうに進めていこうかと考えておられるのか、お答えを願っておきたいと思っております。

○藍原政府委員 森林につきましましては、御存じのとおり、水源涵養の機能あるいは国土保全の機能、さらには環境保全の機能等々あるわけでございますが、そういう機能が一般の国民全体に受益として返つてきております。こういうものをわれわれとしても何とか捕捉できないかということとで検討を進めておるわけでございますけれども、現在林野庁としてやっております措置を申し上げますと、二県以上にまたがります重要な十流域につきましまして、森林造成維持費用分担推進調査を実施いたしまして、森林の持つおきます諸機能及び上流域の費用負担の実情、下流域の受益の実態というものについて調査を進めておる段階でございます。こういう調査の結果等を将来利用いたしまして、森林の造成維持費用の分担のあり方

を検討してまいりたいというふうに考えておりますが、こういうものの検討を踏まえまして、水需給の逼迫が見込まれております重要な流域の水涵養を図るために、五十二年から共同水源林造成特別対策事業を実施いたしまして、下流の負担に對して水源地域におきます水資源造成の推進を図つておるといふのが実態でございます。さらに、冒頭申し上げましたように、この問題は非常にむずかしい問題をやらんでおりますけれども、私どももいたしましては十分この辺を踏まえて真剣な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○角屋委員 森林災害の問題では火災があり、台風があり、あるいは松くい虫の被害があり、カモシカの被害があるといったように、せつかくいろいろ森林の造林をし、保育をし、そして経済的機能も發揮するような方向に持っていく過程でいろいろ災害が起るわけでありまして、そのうちのひとつのカモシカ問題という点について少しくお尋ねしておきたいと思っております。

カモシカによる被害の状況、最近ときどきマスコミの畑にも上るわけですが、そういう問題についてどう対応していかか、最初に林野庁の方からお答えを願っておきたいと思っております。

○猪野説明員 お答え申し上げます。カモシカによる森林の被害でございますけれども、民有林と国有林合わせまして昭和五十年には千九百五十ヘクタールくらいございました。それがその後徐々にふえてまいりまして、昭和五十二年度は三千ヘクタールをちょっと超えたといったような数字になって、増加の傾向にあるわけでございます。

五十二年度の被害の状況を地域別に見てまいりますと、民有林では、十の県で二千五百ヘクタールの被害が発生しております。このうち主な県といたしまして長野県、岐阜県、岩手県、この三県を合わせまして民有林の被害の約九割近くを占めておるわけでございます。それから、国有林におきましては、七つの管林

局で五百ヘクタールの被害が発生いたしております。このうち長野、東京、名古屋の三管林局を合わせまして約八八、九〇％近い被害が出ておるわけでございます。

そこで、これに対する対策でございますけれども、一つは当面の対策をいたしまして、カモシカは非常に貴重な動物でございますので、これの保護を図るといったことを旨といたしまして、あわせてこれによる被害の防止を図る、そして林業経営の安定を図るといったようなものも問題でございます。なかなかむずかしいわけではございませんけれども、これらを両立させていくことが必要であらうかというふうに考えております。

このため文化庁、環境庁、それから林野庁の三庁におきまして種々御相談を進めておるわけでございますが、カモシカの生態とかあるいは生息の分布状況、カモシカの食害防止の方法とか、いろいろな調べなければならぬことも多いわけでございます。これを三つの庁で分担しながら現在進めておるわけでございます。また、五十三年の九月に、三庁で協議をいたしまして、特に被害が激甚でございます岐阜県あるいは長野県、これにまたがっております御岳、乗鞍地域に所在する国有林に保護区域を設定したわけでございます。そして、それ以外の地域におきましては麻酔銃による捕獲を文化庁、環境庁が中心となってやっております。

今後の対策でございますが、林野庁といたしましては、基本的には保護区域を設定して、これ以外の区域では種の指定を解除してもらいたい。それから一つは、保護区域外のカモシカにつきましましては、被害防止のため、必要な場合は有害鳥獣として駆除できるようにしていただきたいというふうなことで、そういう措置が必要であるというふうな考えを、いままでも申し上げたい。いろいろ調査あるいは麻酔銃による捕獲措置の結果等を踏まえて、文化庁、環境庁との間で協議をいたしまして、できるだけ早く今後の方針を定め

たい、こういうふうな考えをいっているわけでございます。
○角屋委員 この点について文化庁の方からおいで願っておりますが、カモシカのこういった問題に対する文化庁の見解をお答え願っていただきたいと思ひます。

○意見説明員 御説明いたします。

抜本的な対策につきましては現在環境庁、林野庁と八月末を目途に検討しておりますこと、たゞいま林野庁から御答弁いただいたとおりでございます。

その骨子といたしましては、ただいま申し述べられましたが、繰り返し申しますと、二つございまして、まず一つは、カモシカの種としての保護に必要な地域を天然記念物に指定しまして、これを適切に保護管理をする、そして、それによりまして地域内のカモシカの個体数を維持する、これが第一点でございます。もう一つの点は、指定しました地域以外のカモシカにつきましては、食害の発生状況との関連で有効適切な方法で捕獲をいたしまして、生息数のコントロールを図る。こういった抜本的な対策を八月末を目途に検討いたしております。

それとあわせまして、文化庁独自の立場での施策も数年來講じてまいっておりまして、たとえば幼樹、すなわちカモシカの食害の対象になりますような小さな木にポリネットというふうな袋をかぶせまして幼樹を保護するというようなこと、それからカモシカが一定の地域に入らないように保護を設けるというようなこと、それから保護するといふようなこと、それから、そういった形で捕獲いたしましたカモシカを一定の場所に生かしておく保護施設の設置、こういった事業に対しまして地方公共団体の要望に応じまして補助をいたしておるところでございます。

こういったさまざまな施策によりまして、カモシカの保護、林業等との調和を図るべく努力を続けておるところでございます。

○角屋委員 時間が迫ってまいりましたが、今まで議論をしましてまいりましたこと自身が林業等振興資金融通暫定措置法案とのかかわり合いが基本的にあるわけでございますが、若干、午前の同僚議員の質問との重複を避けて、この法案について数点お尋ねをしておきたいと思ひます。

この法案の第一条、目的のところは、「当分の間」についての大臣からの御答弁もございまして、それから、基本方針についての大臣としてのお考え方についても御答弁がございました。私はむしろこの法案について、特に基本方針をなぜ設けたのかというふうなことに逆にお尋ねをいたしておりますが、いづれにしても基本方針を設け、これを受けて林業経営改善計画は、第三条第三項第一号で、基本方針に即して改善計画がつくられていくかどうかということも認定が行われる、また第五項第三項第一号で、合理化計画が基本方針に即しているかどうかで認定が行われるという形に相なっておりますわけでありまして、これはもう時間の関係上答弁は求めないことにいたします。

ただ、林業経営改善計画の場合に、林業を営む者が林業経営改善計画を作成して都道府県知事に提出をし、その認定を受けるわけですが、この場合に、森林の所在地を管轄する都道府県知事、仮に林業を営む者が隣県にまたがって一つの団地をもつてやる場合の林業経営改善計画はどういうふうにして出していくことになるのか、あるいは第三項第二項第三号のところ、「前号の措置を実施するに必要資金の額及び調達方法」というふうになっておりますけれども、認定というのは資金を受けるためのいわばパスポートであつて、実際には資金を受ける場合にはさらに公庫等の審査といひますか、そういうものが行われて資金が貸し付けられるということであろうと思ひますが、そういうふうな理解をしていいかどうかといったような第三項の問題について、簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

○角道政府委員 お答え申し上げます。森林が二県以上にまたがっている場合には、この

の経営改善計画は原則として団地ごとに立てていただくというのを考えておりまして、この各県に所在する森林がそれぞれ根っここの団地でありませう際には、それぞれ団地ごとに、各県ごとに経営改善計画を出していただくということでございます。

ただ、一団地の森林が二県以上にまたがる場合には、当該団地につきまして一個の林業経営改善計画を立てていただきまして、これを関係県知事が共同で認定をするという手続になるわけでございます。それから、第三条第二項第三号の資金の額等につきましては、御指摘のように、本来資金調達の計画でございますが、これにつきましてはそれぞれの林業者の経営ごとに内容も変わってまいりますので、それらの実情に従ひましてそれぞれの資金の調達の方法を定めていただく、それに従ひましてこちらも考えるということでございます。

また、農林漁業金融公庫が具体的な貸し付けをいたします場合におきましては、本来貸し付けを行うわけでございますから、債権者の立場から、たてまえとしては債権保全その他につきまして審査をするということになるわけでございます。

○角屋委員 第五条の合理化計画を受けて、第六条の林業信用基金の業務の特例等に基づいて、林業信用基金から都道府県に対する貸し付けの問題とかあるいは債務保証等の規定があるわけでございますが、この場合に、第六条の第二号のイ、ハの問題に関連して少しくお尋ねをしておきたいと思ひます。

て少しく御説明を願ひたいと思ひます。
○角道政府委員 お答え申し上げます。第二号のロの要件を定めずる場合には、この業務が、本来的に今回林業信用基金において行われるという観点から、原則的には林業信用基金とパランスをとるといふ観点から、資本金につきまして一千万円ということを決めたものでございまして、ただ、常時従業者につきましては、中小企業基本法におきまして百人以下という定めがございますので、この中小企業基本法の基準を少ししゃくいたしまして、これにつきまして現行の百人というものを従業者の方の規模としたわけでございます。

○角屋委員 法案についてはまだわが党でさらに質疑がなされてまいりますので、私自身も予定した質問事項はまだほかにもございまして、一応数点についてお尋ねをするということとどめたいと思ひます。

そこで、この法案の第二条の基本方針の関連の中で第三項に「農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない」ということで、林政審議会が出てまいりますわけでありまして、つまり、今日までもそうでありまして、これからの問題についても林政審議会の意見というものが非常に重要な役割を持つてくるわけでありまして、けれども、現行の林政審議会というものは官僚のOBであるとかあるいは業者団体代表中心に十五名で構成されておるわけでありまして、今日の水の問題あるいは緑の問題、きれいな空気等の国民的な要請、加えてますます深刻化しておる森林・林業の現状等、それから林業労働者の問題等を踏まえてこの困難を打開しながらわが国の森林・林業の関係を発展をさしていくというためには、林政審議会の民主的な強化というものが必要であるといふふうには私に考えておるわけでありまして、これはかねてからわが党からもそういう意見を提示しておるわけでありまして、この場合に林政審議会のメンバーというものを二十人程度にいま

入るわけでありまして、これらの点について

の人数より拡大をいたしまして、中立的な学識経験者に冷静、客観的な立場から審議をせよという事で、これは大体半数近く、そして林業、木材関係の労働者等も含めて、これは現地で生々しい体験の中で今日の森林・林業の実態に触れる、また苦勞をなめている林業、木材関係労働者の代表というものをできれば五名程度も含めて、広く開かれた審議会としてそれが今後の森林・林業の発展に大きな役割を果たすという事が必要であるというふうに私は考えておるわけですが、これらの問題についての大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 林政審議会のメンバーにつきましては、これは御趣旨のようなことで、一方に偏らずになるべく広い視野から、大所高所から物を見られる人という事が必要でございます。その一面、やはり実務に明るいというふうな人も必要でございますので、すでに御承知のようなメンバーにしてあるわけでございます。

民主的に行われるかどうかという事は、一にかかって審議会運営のやり方にかかっているのではないかと、こういうふうに考えておりますので、御趣旨を体して、審議会の運営については極力皆さんの意見が十分反映できるように運営をしていただきたいと思います。

○角屋委員 いまの渡辺大臣の答弁はきわめて慎重、低姿勢であります、中身がないですね。

私は、同僚議員に引き続いて、国際的な視点から森林・林業問題、わが国の森林・林業の置かれておる深刻な実態とその打開という点から、制限された時間でありまして十分意を尽くしませんでしたが、やはり森林の持つ公益的機能あるいは経済的機能、特に国際的な視点から見わたる現在の現状というものはこのままに放置することはできない。林業白書あるいはこれに基づく新年度の施策というものが発表されたときにも、マスコミは今日の深刻な森林・林業の実態あるいはまたそれをどうしていくかという点については共感を覚えな

ら、ともどもに国民的なコンセンサスを得てこの難局を打開していかねばいかぬという提言が広くマスコミの論調の中にも出ておったと思ひます。その中で、それだけやはり、森林・林業の問題は単に林業経営に携わる者あるいは林業労働者あるいは山村あるいは林業関連産業関係者といった限定された問題ではなくして、上流から下流まで含めた広く国民的な問題であるという点から、今日の問題の打開については真剣に政府としてこれが対応をやっていかねばならぬ。積極的な対策について、予算であれ、あるいは財政投融資であれ、あるいは新しい立法であれ、私はき

ついても、情性ではなくて、新しいやり方対応策というものを積極的に取り組みながら、造林についても林道についても林業経営についても、あるいは関連の産業者の今後の問題についても、明るい展望が開かれるというふうなことを進めていくのは、まさにこれは政治の責任である、また国会に籍を置くわれわれの連帯的な責任であるというふうに私は認識しておるのであります。これからこのように問題に対する取り組みについて、最後に渡辺農林水産大臣から決意のほどをお答え願って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 包括的に申しまして、私も同じような姿勢で取り組んでまいる所存でございます。

○角屋委員 以上でもって私の質問を終わります。

○山崎(平)委員長代理 古川雅司君。

○古川(雅)委員 たいだいま議題になっております林業等振興資金金融通暫定措置法案につきまして、若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

限られた九十分という時間の中で、私は、第一に本法案に關係する問題点、次に国有林野事業の特別会計の財務状況に關係する問題点、三番目に本法案に多少関連をさせながら、いわゆる林政問題の一般について、最後に木材の備蓄対策事業の問題点、この四項目にわたってお伺いを進めてまい

りたいと思ひます。午前中來の質問に多少重複をするかも知れませんが、あらかじめお許しをいただきたいと思ひます。

最初に、本法案に關係する問題点についてであり、まず、この法案をなぜ暫定法にしたか。法案で言う「当分の間」ということについては、暫定期間を約二十年間ぐらゐの御答弁でございます。二十二年間が「当分の間」ということになるのか、その辺が非常に不明確であります。暫定法としたその理由づけがまだあまいではないかと思ひますが、まず、この点からお伺いしてまいります。

○渡辺國務大臣 通常「当分の間」というのは、具体的に五年とか十年とか限定的なことを言うように思ふかも知れませんが、私はそれは考えないものであつて、戦後植栽林が本格的な伐期に達するまでの間というふうに考えますと、時間的には大體昭和七十年代のころにいまの植えたものが伐期に達する。その間にもどんどん木も植えていかなければならないということも考えれば、大體二十年ぐらゐかなということも申し上げたわけでございます。

○古川(雅)委員 以下、逐条的に本法案の基本的な問題についてお伺いを進めていくわけでございますが、まず第二条で「農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に關する事項についての基本方針を定めなければならない。」と、このように合理化を一体的に推進することを旨としてこの法律を作成するというふうにしてあるわけでありまして、どのような事項に對して、いかなる合理化を図る計画なのかというところが具体的には述べられていないわけでありまして、今後の林業施策に重要な影響を及ぼすものと考えられますし、この法が制定された後にそうした基本的な考え方が明確になつていくのか、その点を明らかにしてお示ししたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 先ほどもお答えいたしましたから、簡潔に申し上げますが、基本方針の基本的な考え方ということにつきましては、川上から川下に至るまでの一貫した體質改善を推進することによつて、林業及び国産材関連産業の振興に資する、こういうことを目的にして基本方針をつくつていきたい、そのためには審議会の意見も十分に聞いてまいりたい。

現在の段階では、決まつておるわけじゃないけれども、日本の森林経営が概して非常に小規模で計画性を欠いておるといふ観点に立脚をして、この所有森林についての経営方針をきちつと明確にしていく。それから、もうしばらくは無計画、地域的な統合性がない、整合性がないということも因るから、そういうふうなものについてひとつ歩調を合わせていくとか、伐採、造林等の生産活動について計画性を持たせるとか、森林組合の受委託の推進等の事業の実行方法をむだのないようなことをどうしたらできるか、こういうふうなことを方針に織り込んでいくとか、あるいは流通面について、これも合理化というものを、生産、流通の合理化をもっと徹底していかねばならぬ。したがつて、素材の生産とか取引の安定的なしかも計画的な方法、それから製材の加工の高度化、国産材の品ぞろえの機能の能率化というようなこと、木材市場の近代化、こういうふうなものを基本方針として考えていきたい。

さらに、この林業の経営改善の計画とか合理化の計画というものの考え方はどうなんだということでございますが、これらにつきましては、いま言ったようなものの中で、農林漁業のいわゆる系統資金の償還条件を緩和をしていくとか、あるいは国産材産業振興資金制度による素材生産業者への低利融資資金の提供等の金融上の特別措置を図つていくとか、また、わが国林業及び国産材関連産業の一貫した體質の改善に役立つような何か合理的な計画をいつていくなどを基本として考えてまいるといふつもりでございます。

これらにつきましても、基本方針については審議会の意見を聞き、まだ固まつたわけではございませんので、皆さん方からも建設的な御意見が

ざいすれば、そういう意見も十分取り入れて、せつかくこしらえるものでありますから、紙の上に書いただけでなくて、実務にも役立つようにしてまいりたい。それが、あんまりむずかしいことを書いて、利用者になんかちやうやうでも困りますから、そこらところは臨機応変にやっつけていかなければならない、こう思っております。

○古川(雅)委員 基本的な考え方についてはよくわかりました。

そうなりますと、いわゆる既存の関連法との調整をどうするかという問題が起ってくるわけでありませう。

第三条は、「林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受ける」というふうになっておりますが、この林業経営改善計画と、森林法に定める森林施業計画との関連並びにその調整、また第五条の合理化計画の場合も、林業基本法とのような関連になるのか、その点の御説明をいただきたいと思っております。

○角道政府委員 お答え申し上げます。

林業経営改善計画につきましては、本法案におきまして農林漁業金融公庫から造林資金あるいは林道資金につきまして長期の融資を行うという観点から、それぞれの個別の経営に即しまして、もっぱら経営の観点からその当該経営がうまくまいりますように、それを判定するために経営改善計画を定めたものでございまして、したがって、もっぱらこの林業経営の中心あるいは経営をいかにして改善していくかということがこの主体になっておるわけでございます。

ただ、実際上は林業経営でございますから、経営をうまくやっていくためには施業の面におきましてもどういふことをしなければいかぬかという点がございまして、施業の面におきましては、御質問のとおり、森林施業計画と密接に相関連するといふふうに考えておるわけでございます。

だ、施業を具体的に円滑に実施するためには事業計画をどのようにしていくか、あるいはこれを実施するために資金面でどのような手当てをするか、あるいはどういう調整をするか、どういう償還をしていくかというように、この必要がございまして、ここで林業経営改善計画を定めたものでございませう。

また、全国森林計画につきましては、全体的な、全国的な森林の資源捕捉という観点からこれを定めておりますので、この個別経営の立場から言っております林業経営改善計画とは基本におきましては一致するものでございませうけれども、片方は全国的なもの、片方は個別の経営から考えておるものということにおきまして相違はしておるわけでございます。

○古川(雅)委員 基本においては一致し、そしてまた個別においてはその対象において個々にまた調整を図っていくという意味の御答弁に受け取ってよろしゅうございませうか。

○角道政府委員 ただいまの御質問のとおり、個別の森林施業計画は全国森林計画並びに地域森林施業計画に即するものでございませうし、また、この法案に申します経営改善計画はそれぞれの方の個別の施業計画と密接不可分のものといふふうに考えております。

○古川(雅)委員 この法案に対して農林水産省が期待を抱いているその一つは、第四条の農林漁業金融公庫の償還期限及び据え置き期間の特例措置によつて、造林資金については据え置き期間が間伐収入期、償還期限は主伐期にはば合致することになって、林道資金についてもそれぞれ条件が緩和されることになるわけでありませうが、このことによつて森林所有者が直接的、間接的に動機づけられて、いわゆる基本方針に沿った伐採、造林意欲等が向上する、図られていくといふふうに解しておられるようでありませうが、その期待どおりと解してよろしゅうございませうか。

○渡辺國務大臣 これは法律を見ますと、いろいろ基本方針だの合理化計画だの何のどこで書いてあるものだから、非常にむずかしいようにとられると私は思ふのですよ。しかし、よく考えてみると、それは基本法や施業計画というものがあつて、それに従つた中で、この個別のもの個々の経営主体のまた計画があるわけですから、それをつくつて出してください、したがつて、合理化といつてもそれぞれの地域によつて違ふので、あなたの場合はどういふふうにするか自分の市場なり自分の木材屋なりあるいは生産者なりがいまより合理化できるのか、しかも、それが施業計画や何かに違わないうことの説明がつけばいいんであつて、少しむずかしく書いておかないと、これは大蔵省が、ともかくいまだかつてないような四十五年なんていう金利のものをつくるわけですから、少しむずかしく書いてあるといふだけのことではないかと私は思つております。

○古川(雅)委員 そうなりますと、本法案による融資制度の貸付総額、これは午前中來御質問が続いておられますけれども、初年度において半年分として二百五十億円とおられるわけでありませうが、近年の国産材をめぐる情勢について非常に多くの議論があるわけでありませう。その一層の充実強化を図る必要からも、今後の制度の運用、しかも「当分の間」を二十年と設定しておられる以上、今後の見込みといふものについて改めて伺ひしておかなければならないと思ひます。

○監原政府委員 当分の間の施策を続けるわけでございますが、私どももいたしまして、その間、今後どうなるか、その推移は見なければいけませんけれども、さしずめ昭和五十四年度は二百五十億円ということになっておりますけれども、これは十月からの実施でございますので、五十五年年度につきましてはさらに二百五十億円程度のものが必要ではなからうかといふふうに考えております。五十六年以降につきましては、この実施状況をわれわれとしても十分見きわめながら、具体的に検討してまいりたいといふふうに考えております。

○古川(雅)委員 林業関係の金融につきまして、申し上げるまでもなく既存の諸制度にさらに今回こうした金融措置と充実化が図られるわけでありませうが、はえは立て、立てば歩めの親心じやありませんが、農業、漁業においてはそれぞれ近代化資金制度がございませう。昭和三十六年及び昭和四十四年にそれぞれ充足しておるわけでございますが、林業についてもそういうものがあるから必要になつてくるのではないかと、そういう対処が必要ではないかといふふうに考えられますが、これはいかがでございますか。

○監原政府委員 御指摘のように、確かに林業については近代化資金がございませう。これは先生御存じだと思ひますけれども、森林組合が現在信用事業をやつておられませうし、そういう問題がございませう。それから、林業金融全体の中での系統資金のカーパー率がきつめて低いという問題もございませう。こういう点で林業の金融に対するいろいろな実態が農業あるいは漁業に比しまして違ひがあるといふことがあるわけでございますけれども、この問題もそういう横並びのものを考えますと、さらに今後慎重に検討していく必要があるといふふうには考えております。

○古川(雅)委員 法案の中の林業信用基金についてでございますが、国産材産業資金にかかわる原資供給事業、これを行う都道府県に対する資金の貸し付けは、政府から特殊法人である林業信用基金に出資及び金融機関からの貸し付けに対する利子補給、さらに債務保証を行う。この林業信用基金により都道府県に貸し付けがなされる仕組みになつておられるわけでありませうけれども、たとへて言えれば農林漁業金融公庫などがあるわけでありませうが、あえてこの特殊法人が仕組みの中に加わる理由、これをひとつ明確にお示しいただきたいと思ひます。

○監原政府委員 国が県に資金を貸し付けます場合に、特別会計を設けてやる場合と、特殊法人をつくりましてそれを受け皿としてやる場合と二通りございませう。今回のこの制度につきまして、私どもとすればやはり特殊法人を受け皿にしてこの

資金の貸し出しをした方がベターであるというふう
に判断いたしております。その場合に、いま御
指摘のように、公庫等を使わないでなぜ信用基金
を考えたかということでございますが、御存じの
ように、林業信用基金はすでに昭和三十九年から
発足いたしております。従前から木材関係、林
業関係の業界に対して市中銀行から貸し出すもの
に對しての債務の保証をいたしております。そう
いうことで、相当の事務的な経験を積んでおりま
すし、また林業あるいは林産業の実態にも十分通
じておりますので、今回のこの措置につきましても
も林業信用基金を通じて行うことがよりベターで
あるというふうにわれわれは判断したわけでござ
います。

○古川(雅)委員 本法案の第六條に、林業信用基
金法の第二十九條、業務についての一部改正が盛
り込まれておられるわけでありませぬ。本来林業信用基
金法の目的は「林業者等が農林中央金庫その他の
融資を行なう機関から借入れる場合にその借入
れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑
にすることを目的とする。」というふうなうたわ
れております。あくまでも債務保証を目的として
おられるわけでありまして、第二十九條、業務の一部
改正だけでなく第一條の目的そのものも改正を
しなければならぬのじゃないかというふうに思
われるのですが、この点どうか。

なぜこの特殊法人について触れるかといひます
と、この仕組みによって非常に大きな金利に伴う
いわば利益というものを得ると思われませぬし、し
かも、この役員を見てまいりますと、大変恐縮で
ありますが、理事長は前林野庁長官、それから常
務理事が二名おられますけれどもこれも東京管林
局長、熊本管林局長という前歴を持っておられる
わけでございます。いわゆる天下り機関の擁護と
いう懸念も抱かざるを得ないわけでありませぬが、
その辺をまた明確に御答弁いただきたいと思いま
す。

○藍原政府委員 林業信用基金が都道府県に對し
ます資金の貸付業務を行うことになりませぬ根拠、

この法案の第六條の法文をごらんになりますと、
「林業信用基金は、林業信用基金法第二十九條に
規定する業務のほか、この法律の目的を達成する
ため、次の業務を行う。」という規定を設けて
おられるわけでございます。これは本法の第一條の
目的を達成するために、本法律案に基づきまして
基金に基金法第一條の目的外の業務を付与する
ということでございますので、基金法の目的規定の
改正は必要ないというふうにわれわれは判断いた
しております。

○古川(雅)委員 いろいろ理由はあると思われま
すけれども、この国産材産業資金の運用に伴い、
借り受け者は金融機関から貸し付けを受けた段階
で同じく林業信用基金から債務保証を受けるとい
う、この基金が二重に關係を持つてくるわけであ
ります。大臣はこの林業信用基金法第四十條によ
って監督義務があるわけでありませぬが、これはし
っかり監督していかないと思われませぬを生ずるの
ではないかという懸念を抱くわけでありませぬが、
大臣の所感をお伺いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 これは基金に取り扱われるわけ
でございますが、基金はいろいろなことで手なれ
ておられるし、また、これくらいの仕事はできるの
じゃないか。公庫や何かに持つていったとして
も、それはやはり人数が、事業がふえればふえる
わけですから、最小限度の人数で、しかも現在の
体制でやれるというならば基金がいいだろうとい
うようなことで基金に仕事を、これは併設する
ということにしたのでありませぬが、それは所期の目
的が達成できるように十分に監督をしてまいら
せぬかと存じます。

○古川(雅)委員 以上、本法案に關する問題の提
起と御質問を申し上げたわけでございますが、次
に本法案に關連をいたしまして、国有林野事業特
別会計の財務状況について若干お伺いを進めてま

いりたいと思ひます。
国有林野事業は、国の所有に屬する森林原野の
管理經營を企業的に經營することを目的として、
国有林野の管理經營事業や民有保安林の買入れ
事業を行っているわけでありませぬが、初めにこの
国有林野事業の収益と費用額について、これは四
十九年度から五十二年までを挙げてまいりたい
と思ひます。

これは御質問を申し上げる予定をしておりま
したが、時間の關係でこちらで申し上げますが、四
十九年度は収益が二千四百五十五億圓、費用が二
千二百四十一億圓、五十年は二千四百六十六億
圓に對して二千六百億圓、五十一年は二千七百
四十三億圓に對して三千二百四十七億圓、五十二
年度は二千六百六十六億圓に對して三千五百七十
三億圓、このようになっておりますが、これに相
違ひございませんか。

○藍原政府委員 相違ひございません。
○古川(雅)委員 それで、この収益額と費用額と
の差を見ますと、四十九年度では二百十三億圓の
黒、それから五十年は百三十四億圓の赤、五十
一年度は五百四十四億圓の赤、五十二年は九百六
億圓の赤ということになります。これにまた相違
はございませんか。

○藍原政府委員 そのとおりでございます。
○古川(雅)委員 このように国有林野事業の五十
二年度では実に九百六億圓もの赤字を出す財政状
況になっております。これはいろいろ原因も議論
をされましようけれども、過去における過伐ある
いは近時における自然環境保護の要請等に起因し
た収穫量の減少あるいは景気の停滞というものが
収入の伸び悩みにつながっているというふうな理
由があるのじゃないかと思ひます。林野庁として
事業に對する見直しなど、この際積極的に行つて
いかないと、この赤字額がますます増大をしてい
くのではないかと。ちなみに、具体的な問題でござ
いますけれども、国有林野事業として立木を素材
にする製品生産事業があるわけでございますが、
昭和五十一年度は生産量が四百六十七万立方メー

トルでありませぬけれども、そのうち国自身の直用
の作業による生産量、これを見ますと三百六十
万立方メートル、民間の方が百七十四万立方
メートルというふうになっております。林野庁が
この素材の生産を行うに当たっては、企業的な能
率性の判断の指標として標準林内生産性を採用し
ているわけでありませぬが、このことも含めてこの
財政状況の実態と今後の対処をどうしていくか、
御答弁をいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたよ
うに、国有林の財政状況はきわめて悪くなつてお
ります。その原因も、先生ただいま御指摘になり
ましたとおりでございます。私どももいたしま
しても国有林の財政を早く立て直さなければいけ
ないというふうな考へておられるわけでございます
が、そのためにも、昨年御審議いただきました国
有林の改善特別措置法、これに基づきまして国有
林の改善を改善期間中に鋭意進めてまいらうとい
うことで、ただいま改善計画を立てまして鋭意努
力をしておる最中でございます。今後この計画
に基づきまして期間中に財政が立ち直るよう努力
をしてまいりたいというふうな考へておりま
す。

○古川(雅)委員 先ほど挙げました五十一年度の
場合の生産量でございますが、四百六十七万立方
メートルのうち三百六十万立方メートルが国の直
用作業であるわけでありませぬ。この直用作業の事
業所ではいわゆる標準林内生産性に對して実質生産
が五〇%を割る、五〇%以下の事業所につきまし
ては管林局別に非常に偏つておられる向きがあるわけ
でございますが、これもこちらで申し上げませ
ぬと、北見管林局が一、青森が七、秋田が四、前橋
が四、長野が六、熊本が十六というふうな数字が
上がつております。

こういつた実態について、特に実績生産性とそ
の達成率について実態をどのように把握をして今
後の対策を考へていらつしやるか、その点ひとつ
お示しをいただきたいと思ひます。

○秋山説明員 お答えします。

先生御指摘の標準生産性に対しますところの実績の林内生産性、すなわち相対生産性の悪い管林局でございますが、これは北見管林局、青森管林局、秋田管林局、前橋管林局、長野管林局、熊本管林局の六局ございまして、北見につきましては相対生産性九二、青森につきましては七六、秋田につきましては七一、前橋が六〇、長野が五〇、それから熊本が一番悪くて三九ということであります。

そこで私ども、この製品生産事業につきましては、国有林の財政におきましてはやはり非常に重要な地位を占めておりますし、かつまた地域の木材生産業につきましては計画的、安定的に供給するという面できわめて重要な仕事でございます。したがって、先ほど長官が御説明申し上げましたとおり、ただいま改善計画を策定いたしました。これに基づきまして企業的な能率性尺度を厳正に適用いたしまして、よりよい直営、よりよい経営というふうな一つの考え方に立ちまして積極的に改善努力をしまいたい、かように考えております。

○古川雅委員 いま挙げました三十八の事業所の場合、いまの御答弁では今後の計画をいま作成中だということございまして、いわゆる直用による素材生産を実施するに当たって、各事業所が年間の計画生産量を決定してきたわけでありまして、五十年度から赤字に転じているわけを見ますと、五十年度から赤字に転じているわけございまして、この三十八事業所を特に挙げて考えましても、計画生産量に対して実績生産量をどう見込み、また調整をしていくかということについては、いまごろ考えているということではちょっと信じられないわけでございますけれども、すでに五十年度から赤字に転じているという実態から見て、対策について非常に立ちおくれしているというふうに理解をしてもよろしいのでしようか。

○藍原政府委員 いま業務部長がお答え申し上げましたように、私どもの指導も不十分な点もあつたかと思ひますし、また現地のいろいろな事情もあつたかと思ひますけれども、生産性が非常に低いということにつきましてはわれわれも非常に反省をいたしております。したがって、いま御指摘のように、その努力の仕方が遅いではないかということでございますが、過去の問題は過去の問題といたしまして、私も、改善期間中にこれが鋭意改善されるような努力を今後積極的にしまいたいというふうに考えております。

○古川雅委員 そうしますと、今後の問題でございませうけれども、国有林野事業特別会計の財務状況、こういつた実態にかんがみまして、いわゆる内容が、直用による製品生産の収入が本特別会計の主要な収入になるわけでありまして、この直用による製品生産事業を実施するに当たっては、やはり進行状況、実績の掌握ということがかなり同時に進められなければならないのじゃないか。それに対する措置というものを機敏に講じていかなければならないのじゃないか、このように考えるわけでございますが、それでよろしいでしょうか。

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、私どもこれから、直営生産事業はもちろん請負事業につきましても、その生産性につきましても十分これを実態的に把握いたしまして、改善すべきものは改善し、改善してもどうしても能率の上からいえないものにつきましてはそれなりの事業形態を交えるというふうなことで考えまして、今後国有林の財政が悪くなるような努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 第三項目目にいわゆる林業行政の一般的な問題について二、三点お伺いを進めてまいりたいと思ひます。木材の長期の需給見通しにつきましては、これまで午前中來いろいろ御質問があつたわけでございますが、本年度中を目途にしているということでありませうけれども、いわゆる林業の基本となる計画でございまして、昭和四十八年に策定して以來わずか六年間という短い期間で変更をしなければならぬという事態が生じているわけでございます。こういう非常に見通しのむずかしい中で、本年度じゅうにできるこの改定作業、これにだけ期待を抱くことができるのか、林業に携わっている皆さんにとっては一つの大きな期待材料でもあるし、同時に不安材料でもあるというふうな思ふわけでございますが、この際、改定作業の見通しについてひとつお答えいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりました長期の需給の見通しでございませうけれども、これについては四十八年に策定いたしましたけれども、その後の日本の経済の大きな変動、このために現時点では大きな乖離が出たわけでございます。いま御指摘になりましたけれども、やはり林業を営む者にとりましてはこういう長期の見通し、私どももいろいろ慎重にこの検討は進めなければいけないというふうに考えておりますが、そのために期間が余り遅くなつてもまた問題があるというふうに考えます。そういうことで、本年中に検討を終了したいというふうに考えておられるわけでございますが、考え方といたしましては、国土利用計画、こういうものとの整合性、あるいは造林、林道の目標数値あるいは進捗の見直し、それから将来の木材需要の多様化、あるいは森林の公益的機能の確保に際した森林施業の検討、それから所要労働力の充足可能性の検討等、こういうものを行いながら、その目標達成を図るための施策の方向まで織り込んだ見直しを立てていきたいというふうに考えておられる次第でございます。

○古川(雅)委員 この木材の長期の需給計画に非常に大きなかわりを持つてくるのが外材の輸入問題でございますが、今日の林業の不振となつて原因を考えますときに、林業の振興を図るために国産材の需要拡大策もまた必要になつてきている。一具休例であります。たとえば広島県では、県内で生産された木材で住宅を新築した場合に、住宅金融公庫の融資にさらに五十万円を上乗せ貸し付けをする、こういったことを制度として行っているわけでございます。たとえば、このように国産材で住宅を新築する場合には金融上の何らかの優遇策を講じるということもあつたのではないかと思ひますが、この広島県のほかにこうした施策を行っているところがあればお示しをいただきたいと思ひます。また、こういった行き方について林野庁としてはどのような考えをお持ちですか。これは県のような地方自治体に任せておいていいものか、あるいは国全体として検討をし、全体に実施していく方向で考えておられるかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御指摘になりましたように、林野庁といたしましてこれに対してどうかという御質問でございますけれども、国全体といたしまして住宅金融公庫の融資があるわけでございますが、これに対して特に国産材を使った住宅に対して優遇措置を講ずるといふ問題、これにつきましても建設省といふ話をしていただいてもいいと思ひます。しかしながら、公庫の融資というのは、先生御存じのとおり、住宅政策上の必要性から行

うな努力を、改定作業を進めてまいりたいというふうに考えておられる次第でございます。○古川(雅)委員 この木材の長期の需給計画に非常に大きなかわりを持つてくるのが外材の輸入問題でございますが、今日の林業の不振となつて原因を考えますときに、林業の振興を図るために国産材の需要拡大策もまた必要になつてきている。一具休例であります。たとえば広島県では、県内で生産された木材で住宅を新築した場合に、住宅金融公庫の融資にさらに五十万円を上乗せ貸し付けをする、こういったことを制度として行っているわけでございます。たとえば、このように国産材で住宅を新築する場合には金融上の何らかの優遇策を講じるということもあつたのではないかと思ひますが、この広島県のほかにこうした施策を行っているところがあればお示しをいただきたいと思ひます。また、こういった行き方について林野庁としてはどのような考えをお持ちですか。これは県のような地方自治体に任せておいていいものか、あるいは国全体として検討をし、全体に実施していく方向で考えておられるかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

われておりまして、特定の資材というふうなもの、あるいは特定の産業の振興を図るというふうなこと、これらを直接に目的にしたものでございませぬので非常にその辺がむずかしいというふうなこと、それから融資に当たりまして国産材の使用状況を個々にチェックするということが技術的にも非常にむずかしいという問題もございませぬ。

○古川(雅)委員 林業振興のために数々の施策を行っていただいておりますけれども、そういった施策の一つ一つが、末端の林業者に周知されているのかどうかというふうに疑問に思うことがときたまあります。そういう施策のPRが不足していることによつて、これがまた林業不振の一つの大きな輪をかけているのではないかと、この心配されるわけでありまして、林業振興のための諸施策のPRについてどのように進めていられるか、対策をお伺いしたいと思います。

○藍原政府委員 林業の振興のためにPRが必要であることはわれわれも十分理解いたしておりますが、また、これが十分行われませんと、諸施策の徹底が図れないということもまた言われるわけでありまして、そういう観点から、私もまたいたしまして印刷物あるいはテレビ、ラジオ、こういうものを手段といたしまして、林業者に対してはそれぞれの施策に対してのPR、あるいは林業振興諸施策を広く国民に知らせ、また関係者に知らせるような努力をしておるわけでございませぬ。また、それぞれの県には普及員等もおります。したがって、そういう国の施策等々につきましても、そういう組織を通じましても十分PRをしていただいておりますが、まだ不十分な点もございまして、今後さらにこの面についてもせつかく努力をしてみたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 林業の施策を進めていく最先端で、たとえば管林署に属する皆さんが、非常に厳しい生活条件、また作業条件の中で奮闘していらっしゃるわけでございます。また一方には、管林署の中には事務屋さん非常に多い。実際に山の中に分け入って、林業振興のために精力的に動き回るといふか、仕事を進める人が、数の上においてもまた力量の上においても少し足りないのじゃないかという指摘をしばしば耳にするわけでありませぬが、たとえば林業技術についても、その普及や強化、対処、そういったものが十分今後行われるのか、あるいはまた山村地域における将来の林業の担い手、いわゆる雇用を確保していく、安定させていく、他の産業の従事者と十分均衡のとれた労働条件を確保するということについて、どれだけきめ細かい実態の把握をされているかというふうな問題、あるいは農業、漁業などと同じように、林業に従事する方々の中で青少年が後継者としてだけ育っているか、その実態について林野庁がどこまで把握し、問題点をまとめながら今後に対処していかれるのか、以上、例を三つ挙げましたけれども、林業振興のための施策がさらに強力に推進されていくために、いま申し上げた点にどのように取り組んでいらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思います。

○藍原政府委員 林業の施策を推進するためには、普及活動等を中心にして、特に山村地区を中心としていたしましてそれぞれ人を配置して、その普及を図る必要があるというところは御指摘のとおりでございます。そういう観点から、現在林業普及指導員を都道府県にも配置してありますし、そういう普及員を中心としていたしまして積極的な活動を推進していただくわけでございませぬが、普及員の活動を助長するために、職員員の資質の向上を図るための研修の実施もいたしております。それから、集合駐在によりまして普及活動の効率化という問題に対しても対処をいたしておりますし、巡回指導のための機動力の整備等の措置を現在実施しているわけでございませぬ。それから、技

術士の養成あるいは指導林家活動促進、こういうものも現在進めております。いろいろなことをやっておるわけでございませぬけれども、山村そのものはある意味では過疎化もいたしておりますし、なかなかそういう適任者もいないという問題もあらうかと思ひます。しかしながら、それに負けずに、われわれといたしましても、林業の普及のために今後これらの問題についても、造林、林道等の推進と同様な力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 まあ伺いようによつては非常に心もとない御答弁とも受けとめられるわけでございませぬけれども、過疎化という御説明もありましたし、そうした林業振興のための諸施策を進めていく人材の問題もいま御指摘になったわけでありませぬが、精神的にこれじゃいけない、これから強化していかねばいけないし、強力に進めていかねばいけないしなごらも、現状においてやはり何らの手を打たなければ、いまの状態をずっと続けていくことになる、ますます衰微の傾向をたどっていくことになるのではないかと、この心配されるわけでございませぬ。現状を認め、現状に従っていくしかないという本音と受け取ってもよろしゅうございませぬか。

○藍原政府委員 先ほども申し上げましたけれども、普及事業は普及事業として推進すると同時に、やはり山村を整備することもこれまた必要かと思ひます。そういう観点から、これはサイドからのそういう施策の推進にならうかと思ひますけれども、山村地域の環境整備等々を行いまし、生活環境を整備するということが現在進めておりますし、林業構造改善事業、これらもやはりそういう意味から言えば林業の施策を推進する大きなものにもなるわけでございませぬ。

私もはそういう観点から、普及という事業とあわせまして、そのほかの事業におきましても、いま申し上げましたような山村地域の基盤整備というところから林業の施策の推進ということを図るべく努力をいたしております。今後この

問題についてはさらに努力を進めてまいりつてもございませぬ。

○古川(雅)委員 さっきも申し上げましたとおり、この点はやはり第一線で仕事に携わる、たとえば管林署の署員の皆さんというふうには私は申し上げましたけれども、そうした皆さんがいわゆるモラルを持って、意欲を持って仕事に取り組みする条件づくりも非常に大事ではないか。時間の都合で一々御指摘はいたしませぬけれども、そうした現地の皆さんの抱えている悩みや、あるいは現状を変えていくために持つていらっしゃるいろいろな要望というものを、積極的に聞いてあげて、喜んでやりのある取り組みができるように、ひとつ今後とも監督、そしてまた御指導をいただきたいと思います。御要望申し上げておきます。

一般問題の最後に、いわゆる水資源の問題になるわけでございませぬが、私も建設委員会でも国土庁を中心にした水資源対策については一度伺つてまいりましたが、建設省を初めとして各省庁にわたりますが、ダム建設計画の実態等についても見てまいりました。御承知のとおり、水資源を確保するためのダムの建設事業というのはいろいろな問題点があつて、なかなか計画どおりに進んでいない。そういう実態の中で、いわゆる森林による水の確保ということが改めて見直しをされているわけでございませぬ。ダム建設には非常に膨大な時間と費用、そして労力を要するわけでございませぬが、一つのダムをつくることを考えれば、もつと森林の保全をすることによつて水資源を確保することができるといふ専門家の指摘もあるわけでございませぬ。林野庁としてはその辺の考え方について、国土庁あるいは建設省と連携をとりながら、これから技術的な、またそうした水資源対策の取り組みの中における林業の位置づけ、また検討を進めておられるか、おわかりになる段階で結構でございますので、お示しをいただきたいと思います。

○藍原政府委員 森林の機能は、先生十分御存じのとおり、木材資源としての機能だけではなく、水資源涵養あるいは国土保全、さらには環境保全の機能を持つておられるわけでございまして、林野庁といたしまして、この森林の公益的機能については十分配慮した施策を従前からやっております。

その中でも水資源の問題でございすけれども、まず一番大きなのが保安林でございす。水資源涵養の水資源涵養保安林、この整備を積極的に進めておられます。それから、水源林造成事業というのをやっております。それから、共同水源林造成特別対策事業というのを進めておられます。こういう形の中に、五十四年度からは重要水源山地の整備治山事業というのを進めることにもいたしております。

これらの内容を簡単に申し上げますと、水源涵養保安林につきましては五十三年度の三月末で約五百三十万ヘクタールございす。第三期の保安林整備計画に基づきまして、昭和五十八年度までにさらに約四十万ヘクタールの森林を保安林といたしまして指定する目標を組んでおられるわけでございす。

それから、水源林造成事業は、昭和三十六年から森林開発公団が実施しておられるわけでございまして、五十二年度末までに造林面積の累計は約二十七万ヘクタールに及んでおります。

それから、共同水源林造成特別対策事業は、昭和五十二年度から実施しておられて、水需給の重要な水系の上流域における民有林を対象といたしまして、上下流の都道府県等が費用を分担する計画的な水源林の造成整備を推進することとしておられるわけでございす。

それから、いま申し上げました五十四年度から創設されました重要水源山地整備治山事業は、水需給の重要な水源山地の一定地域につきまして森林の水資源涵養機能を高度に発揮させるために治山施設の整備を緊急かつ総合的に実施し、ダム群を流域の中につくりまして水を十分地下に保留する

という施工でございすけれども、そういうことによりまして水資源の確保とあわせて国土保全を図ろうということで、本年度を初年度としてこれから計画を組むわけでございすけれども、このように水資源の問題につきましましては、林野庁といたしましてやはり林野行政の一環として真剣に取り組んでおるところでございす。

○古川(雅)委員 第四項目目といたしまして、木材の備蓄対策事業の問題についてお伺いをしてまいります。

行政管理庁は五十二年十二月に木材備蓄対策事業の実施状況に関する調査結果をまとめておられますが、これを林野庁に報告をされていると思えますけれども、簡単に御説明をお願いします。

○神澤説明員 御説明申し上げます。

行政管理庁では、毎年度新規に発足する行政施策につきましまして、発足後一定期間、おおむね三年にわたる調査を行い、その実施状況、それから効果等、いわば健康診断的に調査しまして、行政施策の企画立案あるいは行政運営の改善に資する、こういうことを行っております。今回の木材備蓄対策事業の実施状況に関する調査もこの定期調査の一つとして、発足しました昭和四十九年度から五十二年度までの約四年間の事業の実施状況を見たものでございす。

この調査の結果、この備蓄事業が木材の量的確保を図るための事業というよりも、むしろ木材需給の短期的不均衡によって生ずる価格の高騰に対処するための事業、こういった性格が強いと考えられるのではないだろうか。それから第二点目として、木材価格の一時の高騰の大きな要因といたしましては、木材の需給及び価格に関する情報の不足による買い急ぎ等があると考えられるのではないかと。それから第三番目に、備蓄製材の品質保持が困難である。こういった諸点を考え合わせますと、基本的には情報収集提供事業をより効果的に実施する方向で見直しを行う必要があるのではないかと

いであらうかということですが、当面検討をお願いするべきものとして、は次の四点ぐらいを私どもでは指摘をいたしたわけでございす。

その第一点は、備蓄量は現在量程度以下にとどめることではないか。それから第二番目が、備蓄木材の品質保持を図るため、保管方法につきましまして改善を図っていただくこと。それから第三番目が、備蓄木材の放出時期、価格の設定あるいは放出時の適正な流通確保等についての運用基準を策定していただくこと。それから第四点目が、備蓄基金の運用に関する経理を適正化していただくこと。以上の四点を当面の検討課題として指摘いたしましたわけでございす。

○古川(雅)委員 林野庁は、この調査結果の報告をお受けになったわけでございす。特に、いま行政管理庁の方から最後に四点にわたつての指摘もあつたわけでございす。以下具体的に伺いをいたしますけれども、備蓄目標量を一応首都圏、中京圏及び近畿圏の三大都市圏における木材価格高騰時の超過需要量に相当する製材三千万立方メートル、合板六百万枚としているわけでございす。最終目標量、それから目標達成時期等についてはまだ明確にされていないわけでございす。行政管理庁の指摘もあつたことといたしますが、これはどのようにお考えになつていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

○藍原政府委員 備蓄量でございすけれども、この備蓄対策事業が発足いたしましたから逐次備蓄量の充実に努めてまいりまして、五十三年度末におきましては製材が十八万立方、それから合板が三百六十万枚の備蓄を予定しておりましたけれども、五十四年度におきましては、最近の経済基調の変化に伴います木材需給構造の変化等を考えまして、製材につきましては十四万立方、合板につきましては三百六十万枚というふうにいたしております。

これはたまたまお話がございましたけれども、わが国の木材価格の主導的役割りをいたします大都市圏の製材につきましては、建築用主要構造材の約半月分でございす。それから合板にありましては、建築用主要普通合板の〇・一カ月分程度に相当するものでございまして、短期的な不均衡によりまして木材価格の異常高騰時には十分対応できるというふうにご考慮を願います。

○古川(雅)委員 第二点は、備蓄機構では、備蓄木材の保管中における品質の低下に際してはおおむね二年を目安にして更新のために売り渡しを行うというふうに行っているわけでありまして。しかし、その市況の低迷下においては品質の低下した備蓄木材、特に備蓄製材の売り渡しが非常に困難であるという事情もございまして、備蓄製材の昭和五十一年度及び五十二年度の売り渡しは、計画量十二万九千立方メートルに対して実績は五万五千立方メートルにすぎない。こうした備蓄製材の品質の保持あるいは売り渡しの実態について当然改善される必要があるのではないかというふうにご指摘をしておりますが、この点はいかがでございすか。

○藍原政府委員 備蓄の品質保持でございすけれども、確かにこれにつきましては従来経験がございせんのでしたために品質の保持が十分でなかつたという点はございまして。そこで、これにつきましても次のような改善を現在図っております。

まず、通気性のよい良好な倉庫の選別、これがまず第一でございすので、こういう選別を図るということ。それから、保管倉庫の床面積単位当たりの保管量の減少、できるだけ単位面積当たりの保管量を少なくするという形で通風をよくするというようなこと。それから、従来やってまいりました直接買入れ保管方式のほかに流動的な混合保管方式、これも取り入れまして、こういう形で品質の保持に今後努めていきたいということと現在この改善を図つておるところでございす。

○古川(雅)委員 第三点は、いわゆる放出時の適正な流通確保の方法と申しますか、木材価格の異常高騰時における備蓄木材の売り渡しは現在まで

材の約半月分でございす。それから合板にありましては、建築用主要普通合板の〇・一カ月分程度に相当するものでございまして、短期的な不均衡によりまして木材価格の異常高騰時には十分対応できるというふうにご考慮を願います。

行われていないわけでありませう。また、備蓄木材の放出の時期あるいは価格の決定、それから最初に申し上げた放出時の適正な流通確保の方法、そういう細かい運用の基準といえますが、その辺も明確ではないのじゃないか。これはあるいは策定について御検討なさったかもしませんが、今後の問題としてこれほどよくお考えになっていらっしゃるのか、お示しいただきたい。

○藍原政府委員 木材の備蓄はやはり異常高騰時に放出するというのがこの趣旨でございますが、そのためにどういふ時期に放出するか、基準を決めるべきではないかという御指摘でございますけれども、実はことしの一月、合板につきまして放出をいたしました。これは昨年の暮れからことしの一月にかけて非常に合板の価格が急騰いたしましたので、一月の末にこれを二十四枚放出したわけでございますけれども、これもこれだけの効果かどうかわかりませんが、一月の後半から合板の価格は下がっております。そういう観点から、ある意味では効果があつたのではなからうかというふうにわれわれは考えておりますけれども、これをいつ、どういう時期というふうに明定することは、これまた非常にむずかしい問題だろうと思ひます。逆に、そのときの状況判断を的確にすること、この方がよりベターな場合があるのではなからうかということ、私どももいたしましてはこの放出の時期につきましては高騰するおそれがあると認められる場合というふうに決めておりました、この辺は私どものやはり十分な情報キヤッチによりまして判断が必要であらうというふうに考えております。

○古川(雅)委員 この備蓄機構における經理の事務処理が適切であつたかどうか、その問題点であります。備蓄機構の備蓄基金造成額、これは昭和五十二年度末で十一億二千二百万円となつておりますが、これは一般管理費に充当されることになっておりまして、備蓄基金の運用益についてはいま申し上げた事務処理が適切なかどうか、こ

の点非常に疑問が残るわけでございます。この点ひとつ明確にお示しいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 この点についても御指摘を受けたいわけでございまして、確かにいままで備蓄の機構の運用益を雑収入として、分けて經理しておらなかつたという点が指摘されたわけでございまして、新たに基金の運用益に関する勘定を設けまして、その經理を明確にするということでも対応いたしております。

○古川(雅)委員 以上、大きく四項目にわたり、また、それぞれ項目の中で何点か問題点をお伺いしてきたわけでございますが、本法案がいよいよ振興資金の融通暫定措置法になつておりますけれども、これが単に振興資金の融通の問題だけではなく、さらに一時的な暫定的な措置に終わることなく、林業全体のいま抱えている大きな悩み、問題点の打開に大きく寄与し、そしてまた林業振興のための諸施策がさらに強力に進められていくことを期待をして、私の質問を終わりたいと思ひます。

最後に、大臣の御決意のほどを一言伺ひまして、質問を終わります。

○渡辺國務大臣 御趣旨を体しまして、林業の振興については鋭意十分に努力をしてみたいと思ひます。

○山崎(平)委員長代理 次回は、明二十五日水曜日午前十時理事會、午前十三時十分より委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散會

農林水産委員會議録第五号中正誤

- ハ少 段行 誤 正
- 七一 三 漁礁 魚礁
 - 七三 三 もつ もう
 - 八一 三 ものすこく 物すこく
 - 九一 二 分析 分析
 - 四一 六 のでは の中では
 - 五一 一 一 八 まいたい まいりたい
 - 二五 二 二 八 侵犯 侵犯
 - 六四 四 一 日本 日米
 - 六四 四 できた できない

同 第六号中正誤

- ハ少 段行 誤 正
- 一四 六 畜産 畜産
 - 八二 末 八 それでは それで
 - 九二 三 しないで しないで
 - 二四 五 するだ するのだ
 - 三二 末 それにつれて それにつれて
 - 三二 二 いたしたい いたしたい

同 第七号中正誤

- ハ少 段行 誤 正
- 二三 三 生産者、 生産者
 - 四一 末 命使 使命
 - 八二 末 搾牛量 搾乳量
 - 八四 二 〇 柳井説明員 〇 柳井説明員
 - 九一 末 六 額対 農家
 - 三二 二 七十万ト 七十万トン
 - 三三 二 濃厚飲料 濃厚飼料
 - 三四 三 乳脂率 乳脂率

農産物の価格等に関する小委員會議録第一号中正誤

- ハ少 段行 誤 正
- 四四 三 生糸 生糸

